

札幌こころのセンター一所報

平成 22 年度

札幌こころのセンター

(札幌市精神保健福祉センター)

はじめに

札幌市は日本を代表する大都市のひとつであり、精神科医療施設等の社会資源が集積しています。そのため、精神保健に関する複雑かつ多様な課題への取組が求められています。札幌市精神保健福祉センターは平成9年4月に開設され、平成16年に現在地に移りました。この施設は保健所、夜間急病センターなどが入った複合施設で、地下鉄駅に直結し利用しやすい場所になっています。当センターは、「札幌こころのセンター」の愛称を持ち、精神疾患の相談をはじめ、精神障がいのある方の社会参加への支援などを行ってきました。ここに平成22年度の事業報告として、所報をお届けします。

札幌市では自殺者が毎年400名を超え、その対策が急務です。当センターは、平成21年度に自殺対策所管課となり、平成22年度は本格的に自殺対策事業を開始しました。「札幌市自殺総合対策行動計画」に基づき、市内10区で市民向け講演会等を開催し、「わたしは、ほっとけない」キャンペーンという名称で啓発活動を進めました。市役所や公園のトイレの個室などにうつ予防のメッセージと相談連絡先を掲載したステッカーを掲示し、相談体制の充実のため、「心の健康づくり電話相談」の受付時間を延長しました。自殺者数の減少だけを目指してはならず、ひとりでも多くの市民が穏やかに、生き生きと暮らせる環境づくりを目指し、粘り強く対策を進めていきたいと思っております。

当センターでは、以前から青年期の発達障がい者支援に取り組んできました。近年は、引きこもりや家庭内暴力などの行動上の問題を示す事例のみならず、発達障がいの診断を受けている子育て中の母親にも着目し、グループ支援活動を展開しています。また、精神医療審査会の審査に関する事務、自立支援法（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳診断書の判定業務を行っていますが、その件数は右肩上がりが増え続けており、業務の見直しにも着手しました。

平成23年3月11日に起きた東日本大震災は、歴史的な大災害でした。お亡くなりになった方々のご冥福をお祈りするとともに、仮設住宅等で辛い生活をされている皆さんが、安心して暮らせる日が訪れることを願っています。札幌市保健福祉局では災害支援のため、仙台市に職員を派遣しました。当センターから医師、保健師、精神保健福祉士が派遣され、避難所の衛生活動等を行いました。今回の経験を生かし、災害後の心のケアについても取組を進めていきたいと思っております。

今後、精神保健福祉センターの役割はますます重要になっていくものと思われまます。精神保健福祉の専門機関として、他の専門機関や民間の活動とも協力関係を強化し、市民の心の健康の保持・増進並びに精神保健福祉の向上のため積極的に取り組んでまいりたいと考えていますので、引き続きご指導のほどよろしくお願いたします。

平成23年12月12日

札幌市精神保健福祉センター
所長 鎌田 隼輔

目 次

I 概 要

1	沿革	1
2	業務概要	2
3	施設及び職員	4
4	精神保健福祉センター相談業務関連図	5
5	歳出決算状況	6

II 実 績

1	企画・立案	7
2	技術指導・技術援助	12
3	人材育成	15
4	普及啓発	17
5	調査研究	21
6	精神保健福祉相談	24
7	特定相談	28
8	組織育成	31
9	精神医療審査会	32
10	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の 判定に関する事務	33
11	精神障害者社会適応訓練事業	35
12	精神科救急情報センターの運営	36
13	自殺総合対策事業	40
14	災害支援	49

III 関係条例・規則等

1	札幌市精神保健福祉センター条例	50
2	札幌市精神保健福祉センター条例施行規則	51
3	札幌市退院等の請求に関する事務取扱要領	53
4	札幌市精神医療審査会運営規則	55
5	札幌市自立支援医療(精神通院医療)支給認定等 審査判定会開催要領	61
6	札幌市精神障害者社会適応訓練事業実施要綱	62
7	札幌市精神科救急医療体制整備事業実施要綱	66
8	札幌市自殺総合対策推進会議設置要綱	68

I 概要

1 沿革

札幌こころのセンター（札幌市精神保健福祉センター）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 6 条に規定される精神保健福祉センターであり、精神保健福祉に関する技術的中核機関として設置されている。

平成 9 年 4 月 1 日	大都市特例により北海道から精神保健福祉センター業務が委譲されるのに伴い、札幌市中央区大通西 19 丁目 札幌市保健所 1 階に札幌市精神保健福祉センターを開設
平成 9 年 4 月	心の健康づくり電話相談事業が精神保健福祉センターへ移管
平成 14 年 4 月	法の一部改正により、精神医療審査会事務、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳判定事務が精神保健福祉センターへ移管
平成 15 年度	精神障害者社会適応訓練事業が精神保健福祉センターへ移管
平成 16 年 2 月	札幌市精神保健福祉センターの愛称を一般公募した結果、応募案を参考に「札幌こころのセンター」に決定
平成 16 年 5 月 1 日	札幌市保健所が、建物老朽化により大通の北側へ新築移転することに伴い、新庁舎（WEST19）の 4 階へ移転
平成 16 年 6 月 1 日	精神科救急情報センターを開設
平成 20 年 8 月	「札幌市自殺予防対策庁内連絡会議」を発足
平成 21 年 7 月	副市長を委員長とする「札幌市自殺総合対策推進会議」を発足
平成 21 年 10 月	「北海道地域自殺対策緊急強化推進事業に係る補助金」を活用し、自殺予防対策事業を開始
平成 22 年 3 月	「札幌市自殺総合対策行動計画」（平成 21～25 年度）を策定
平成 23 年 3 月	内閣府の「こころの健康相談統一ダイヤル」に参加

2 業務概要

札幌こころのセンターは、法第6条第2項に基づき、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行い、かつ、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行っている。具体的な運営については、厚生労働省の定めた「精神保健福祉センター運営要領」により行われているが、他にも、精神科救急情報センターの運営や自殺総合対策事業など、法定業務以外の事業にも積極的に取り組んでいる。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、札幌市の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、各区役所の職員等に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

各区役所、精神保健福祉関係機関及び障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係諸機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

札幌市民に対し精神保健福祉及び精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、各区等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、各区等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相

談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うため、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、精神保健福祉センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体などの組織の育成に努めるとともに、各区役所単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

精神保健福祉センターは、障害者自立支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務を行うものとする。

上記のほか、札幌こころのセンターでは次の事業も行っている。

(10) 精神障害者社会適応訓練事業の実施

法第 50 条に基づき、通常の事業所に雇用されることが困難な精神障がい者を、精神障がい者の社会経済活動への参加促進に熱意のある事業所に委託して、職業を与えると同時に、社会生活への適応のために必要な訓練を行う。

(11) 精神科救急情報センターの運営

平日夜間及び土曜日、日曜日、祝日における緊急の精神科医療に対応するため、精神科救急情報センターの運営を行う。

(12) 自殺総合対策事業の実施

札幌市自殺総合対策行動計画に基づき、札幌市における自殺総合対策事業の主管課としてさまざまな事業を実施し、市民が安心・安全に暮らせるまちづくりを進め、「ひとりでも多くの命を救う」社会の実現を目指す。

3 施設及び職員

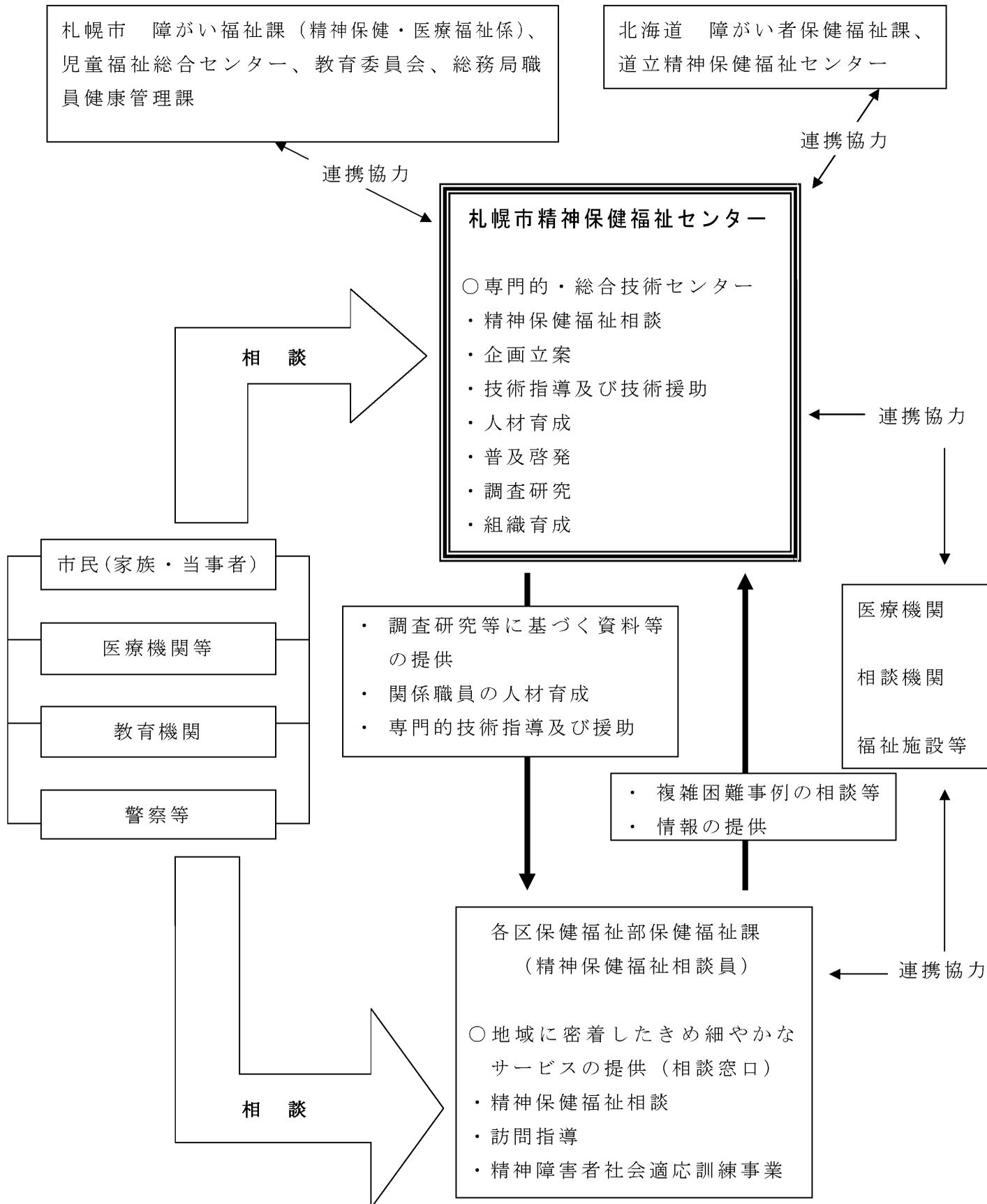
(1) 施設状況

項目	内容
名称	札幌こころのセンター (札幌市保健福祉局保健福祉部 精神保健福祉センター)
所在地	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 4階 (札幌市営地下鉄東西線「西18丁目」駅より徒歩4分)
床面積	1,286.93 m ²
電話【事務回線】	011-622-5190
電話【相談専用】	011-622-0556
F A X	011-622-5244
Eメールアドレス	kokoronocenter@city.sapporo.jp
ホームページ	http://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/

(2) 職員配置

職名	職種	人数		備考
		平成21年 4月	平成22年 4月	
所長	医師職	1	1	
相談指導担当課長	医師職	2	2	
相談指導一係長	事務職	1	1	
相談指導二係長	技術職	1	1	保健師
保健推進担当係長	技術職	1	1	セラピスト
一般職	事務職	5	5	
	技術職	5	5	セラピスト4名・ 作業療法士1名
	技術職	2	2	保健師2名
総数		18	18	

4 精神保健福祉センター相談業務関連図



5 歳出決算状況

精神保健福祉センター運営費

[平成 22 年度]

(単位：円)

科 目	21 年度決算額	22 年度決算額	備 考
報 酬	5,617,800	6,012,080	精神医療審査会委員・判定会 医師、心の健康相談医師報酬
報 償 費	246,664	182,220	研修会・勉強会等講師謝礼
旅 費	1,089,220	913,340	全国会議出席等職員旅費
需用費(その他)	2,824,304	1,549,455	事務用消耗品費、印刷物費、 トナー代、専門誌等
食 糧 費	8,921	8,667	来客用お茶代
光 熱 水 費	11,421	12,013	ガス料金
役務費(その他)	11,142,386	11,813,276	精神医療審査会報告書料、 電話料金
保 険 料	147,800	147,800	ダイケア傷害保険
委 託 料	2,690,692	2,647,572	心の健康づくり電話相談業 務、複合機保守料
使用料及び賃借料	898,488	488,860	複合機リース料、営業車借上 料
備 品 購 入 費	320,104	316,575	事務用備品
負 担 金	53,000	2,500	研修会等出席負担金
計	25,050,800	24,094,358	

(職員費を除く)

Ⅱ 実績

1 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、札幌市の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等を行う。

(1) 自殺総合対策

ア 札幌市自殺総合対策推進会議

庁内の各部局との連携を強化し、社会的な要因等を含めた総合的な自殺対策を推進するため、副市長を委員長とする局長級の会議を開催している。

第1回 日時：平成22年8月30日（月）13時30分～14時30分

場所：札幌市役所本庁舎10階 市長会議室

議題：①札幌市における自殺の状況について

②平成21年度自殺総合対策事業実績報告

③平成22年度自殺総合対策事業計画

第2回 日時：平成23年2月2日（水）15時30分～16時30分

場所：札幌市役所本庁舎6階 1号会議室

議題：①札幌市における自殺の状況について

②平成22年度自殺総合対策事業の実施状況について

③平成23年度自殺総合対策事業計画案について

④平成23年度地域自殺対策緊急強化補助金の予算計画案

イ 札幌市自殺総合対策推進会議幹事会・ワーキンググループの開催

局長級の推進会議における審議を円滑に進めるため、推進会議の開催に先立ち、幹事会（部長級）及びワーキンググループ（課長級）を合同開催している。

第1回 日時：平成22年8月23日（月）11時00分～12時00分

場所：STV北2条ビル（中央区北2条西2丁目）6階会議室

議題：①札幌市における自殺の状況について

②札幌市自殺総合対策推進会議設置要綱の一部改正について

③平成21年度自殺総合対策事業実績報告

④平成22年度自殺総合対策事業計画

⑤平成23年度自殺対策緊急強化補助金事業の事業提案

第2回 日時：平成23年1月19日（水）

場所：札幌市役所本庁舎 12 階 3～4 号会議室

議題：①札幌市における自殺の状況について

②平成 22 年度自殺総合対策事業の実施状況について

③平成 23 年度自殺総合対策事業計画案について

④平成 23 年度地域自殺対策緊急強化補助金の予算計画案

ウ 多重債務・相談窓口勉強会

多重債務者への支援や相談窓口のネットワークの連携強化を図るため、関係部局が協力し、包括的な対策の推進につながる体制づくりを目的としている。

第 1 回 日時：平成 22 年 12 月 8 日（水）

場所：WEST19 4 階 札幌こころのセンター

内容：①情報交換

②平成 22 年度の事業報告及び予定

③「自殺予防 相談ハンドブック」の活用状況及び評価について

※第 2 回を平成 23 年 3 月 16 日（水）に予定していたが、東日本大震災の影響により多数の参加者が出席できず、中止となっている。

(2) 行政関係会議等への参加

精神保健福祉及びその関連領域の諸問題の解決や支援などを目的とした所管部局・組織による会議等への参加及び委員としての出席を行っている。

ア 子ども関係

a 札幌市要保護児童対策地域協議会

主催者	会議名	月 日
札幌市中央区	中央区要保護児童対策地域協議会	6 / 22
札幌市北区	北区要保護児童対策地域協議会	8/4、10/25
札幌市東区	東区要保護児童対策地域協議会	8 / 4
札幌市白石区	白石区要保護児童対策地域協議会	6 / 25
札幌市厚別区	厚別区要保護児童対策地域協議会	7 / 26
札幌市豊平区	豊平区要保護児童対策地域協議会	7/27、3/2
札幌市清田区	清田区要保護児童対策地域協議会	6 / 21
札幌市南区	南区要保護児童対策地域協議会	7 / 27
札幌市西区	西区要保護児童対策地域協議会	7 / 8
札幌市手稲区	手稲区要保護児童対策地域協議会	7 / 22

b その他

主催者	会議名	月 日
子どもの権利救済事務局	子どものための相談窓口連絡会議	8/18、11/19
札幌市若者支援総合センター	さっぽろ子ども・若者支援助地域協議会	12 / 16

イ 自殺対策

主催者	会議名	月 日
北海道立精神保健福祉センター	かかりつけ医うつ病対応力向上研修企画委員会	5 / 24
内閣府自殺対策推進室	全国自殺対策主管課長等会議	7/23、11/25 2 / 23
北海道保健福祉部	北海道自殺対策連絡協議会	2 / 28

ウ 精神保健福祉関係

主催者	会議名	月 日
札幌方面中央警察署	相談事務担当者連絡会議	6/23、10/27
札幌市保健福祉局	民生委員理事会	1 / 11
札幌市保健福祉局	保健福祉課職員研修推進委員会	3 / 15

財) 北海道精神保健福祉推進協会	平成 22 年度第 3 回評議員会	3 / 23
札幌市厚別区	厚別区要保護児童対策地域協議会	7 / 26
札幌市豊平区	豊平区要保護児童対策地域協議会	7/27、3/2

エ 精神科救急医療

主催者	会議名	月 日
北海道保健福祉部	北海道精神科救急医療体制連絡調整会議	3 / 7
北海道石狩振興局	精神科救急医療体制道央ブロック調整会議	3 / 9

オ 精神医療審査会

主催者	会議名	月 日
全国精神医療審査会連絡協議会	全国精神医療審査会連絡協議会／シンポジウム	10 / 30
全国精神医療審査会連絡協議会	全国精神医療審査会長・精神保健福祉センター長会議	2 / 18

カ 全国及び東北・北海道精神保健福祉センター（所）長会

主催者	会議名	月 日
東北・北海道精神保健福祉センター所長会	東北・北海道精神保健福祉センター所長会総会・研究協議会	6 / 24
全国精神保健福祉センター長会	全国精神保健福祉センター長会会議・大都市部会・定期総会	7 / 29
全国精神保健福祉センター長会	全国精神保健福祉センター長会会議・研究協議会	10 / 26
全国精神保健福祉センター長会	全国精神保健福祉センター長会大都市部会	2 / 17

キ 医療観察法

主催者	会議名	月 日
札幌保護観察所	心神喪失者等医療観察法に係るケア会議 (計 12 回参加)	
札幌保護観察所	北海道運営連絡協議会	9 / 3
札幌保護観察所	札幌地区医療観察制度地域連絡協議会	3 / 7

ク 地域移行支援

主催者	会議名	月 日
厚生労働省社会援護局	都道府県等精神障害者地域移行支援担当課長等会議	9 / 7
札幌市保健福祉局	札幌市障がい者地域移行支援協議会	11/15、3/22

ケ 発達障がい

主催者	会議名	月 日
札幌市保健福祉局	発達障がい者支援関係機関連絡会議	4/8、5/24
札幌市保健福祉局	発達障がい者支援関係機関連絡会議ネットワーク作り部会	6 / 28
札幌市保健福祉局	発達障がい者支援関係機関連絡会議早期発見・早期療育部会	8 / 31
札幌市自閉症・発達障害支援センター	札幌市自閉症・発達障害支援センター連絡協議会	2 / 25

コ 犯罪被害者支援

主催者	会議名	月 日
北海道環境生活部	北海道犯罪被害者等支援推進委員会	8/2、12/13
北海道環境生活部	犯罪被害者等支援道民のつどい	11 / 17
北海道環境生活部	犯罪被害者等支援推進委員会	2 / 3

サ ひきこもり

主催者	会議名	月 日
財)北海道精神保健福祉推進協会	ひきこもり支援者連絡会議	7 / 1

シ その他

主催者	会議名	月 日
日本司法支援センター札幌地方事務所	第5回日本司法支援センター札幌地方事務所地方協議会	10 / 5
厚生労働省医薬食品局	薬物中毒対策連絡会議	11 / 5

2 技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動推進のため関係諸機関に対し、専門的な立場から積極的な技術指導及び技術援助を行っている。

(1) 連絡調整支援事業

平成 16 年度から、各区とのより緊密な協力体制構築のため「連絡調整支援事業」を開始し、平成 22 年度も継続している。セラピスト及び作業療法士、保健師の技術職員が定期的に各区に出向き、複雑困難事例に対してコンサルテーションを行い、各区の精神保健福祉相談員をサポートしている。

各区の相談件数（内容別）

（件）

相談内容 \ 区	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	計
老人保健	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	3
社会復帰	0	0	22	0	0	0	29	0	0	6	57
アルコール	0	0	0	0	0	3	3	0	0	2	8
薬物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
思春期	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
心の健康づくり	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	3
ひきこもり	7	0	21	2	0	6	22	0	0	1	59
自殺関連	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
犯罪被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	21	20	4	5	25	12	16	13	13	11	140
22 年度計	29	21	49	8	25	21	71	14	13	21	272
21 年度（参考）	22	11	25	8	17	17	30	6	12	9	157

※ その他は、支援の方向性に関する相談（47 件）、児童虐待（13 件）、統合失調症・妄想性障害への対応に関する相談（12 件）、精神科医療への通院・入院に関する相談（10 件）、迷惑行為・近隣からの苦情（10 件）等。

(2) 発達障害者支援体制整備事業への支援

平成 17 年 4 月の発達障害者支援法施行を受け、平成 17 年度より札幌こころのセンターにおいても、発達障害者支援体制整備事業として「札幌市発達障害者支援関係機関連絡会議」と 4 部会を立ち上げ、取り組んできた。

平成 20 年度から本事業の所管が障がい福祉課となり、当センターは技術的支援を目的に、障がい福祉課が開催する会議や各部会等に出席している。

会議・部会名	出席回数
札幌市発達障がい支援関係機関連絡会議拡大事務局	1
早期発見・早期療育部会	1
ネットワーク作り部会	1

(3) 障がい福祉サービスの支給に係る意見依頼について

平成 18 年 10 月の自立支援法施行時より、区から回付された診療情報提供書の記載内容をもとに、精神医学的見地から障がい福祉サービス支給の可否に関わる意見を述べている。

a 区別依頼数

(件)

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	計
精神障がい者であることの確認	20	7	13	33	4	13	4	6	11	6	117
障がい福祉サービス支給要否	124	123	58	150	43	86	21	74	46	21	746
22 年度 計	144	130	71	183	47	99	25	80	57	27	863
21 年度 (参考)	118	148	90	148	52	125	45	83	65	46	920

(平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月)

b 依頼内容及び回答

ア 精神障がい者であることの確認依頼数及び回答内訳 (件)

年度	確認できる	疑義あり	計
22 年度	115	2	117
21 年度 (参考)	123	2	125

イ 障がい福祉サービス意見依頼内容及び回答内訳

(件)

回答内訳	利用可能	調整が必要	サービス利用 が困難	計
居宅介護	436	13	7	456
共同生活援助	145	0	0	145
共同生活介護	56	2	0	58
短期入所	16	1	0	17
移動支援	76	11	7	94
生活介護	19	0	0	19
就労移行支援	1	0	0	1
就労継続支援B型	3	0	0	3
22年度 計	752	27	14	793
21年度(参考)	922	15	26	963

※重複あり

(4) ケア会議への参加

関係機関等からの要請に応じ、随時ケア会議へ参加した上で助言などを行っている。

ア 依頼者別コンサルテーション件数

(件)

依頼者	区保健福祉課	市教育委員会	相談室・ 相談支援事業所	その他	計
件数	14	8	4	13	39

※ その他は、市消防局、保護観察所、障害者職業センター、地域包括支援センターなど。

※ 21年度のコンサルテーション件数は43件(参考)。

イ 内容

相談内容	老人保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	その他
件数	1	11	1	0	5	0	1	2	0	20

※重複あり

3 人材育成

精神保健福祉業務に従事する職員等に教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。

(1) 札幌市精神保健福祉関係職員研修

目的：精神保健福祉関係部署へ転入した職員の精神保健に関する知識や技術の取得・向上を目指す

対象：平成 22 年度に他部局から異動してきた精神保健福祉相談員、保健師、及び福祉関係職員（希望者を含む）

実施日	内容	講師	受講者数
平成 22 年 5 月 19 日 (水)	精神疾患の理解と対応① 精神医学総論	精神保健福祉センター 所長	61 名
	精神疾患の理解と対応② 発達障害	精神保健福祉センター 相談指導担当課長	
	精神疾患の理解と対応③ 認知症、高次脳機能障害	精神保健福祉センター 相談指導担当課長	49 名
	精神保健福祉センターの業務	精神保健福祉センター 相談指導二係長	
平成 22 年 5 月 20 日 (木)	精神保健福祉法について 精神障がい者地域生活移行支援事業について	障がい福祉課 精神保健・医療福祉係 担当職員	28 名
	精神保健福祉活動と精神保健福祉相談員の業務	南区保健福祉課 保健支援係担当職員	
	札幌市の精神障がい者の就労支援および相談支援事業について	障がい福祉課 就労・相談支援担当係長	25 名
	障がい福祉サービス利用に対する医学的意見について	精神保健福祉センター 相談指導担当課長	
	札幌市精神科救急情報センターの概要	精神保健福祉センター 保健推進担当係長	
	地域における精神保健と自殺予防	精神保健福祉センター 所長	

(2) 札幌市教育センター専門研修青年期のメンタルヘルスの理解と対応

(札幌市教育センターとの共催事業)

目的：日常の生徒指導に役立つ青年期におけるメンタルヘルスに関する理解と対応を学ぶ

対象：札幌市に学校教育に携わる教職員

実施日	内容	講師	受講者数
平成 22 年 8 月 2 日 (月)	・「青年期のメンタルヘルスの理解と対応 I (講義編)」	北海道大学大学院教育学研究員附属子ども発達臨床研究センター教授 精神保健福祉センター 相談指導担当課長	23 名
	・「青年期のメンタルヘルスの理解と対応 II (演習編)」	精神保健福祉センター 相談指導担当課長 技術職員 2 名	12 名

4 普及啓発

市民に対し、精神保健福祉の知識や精神障がいについての正しい知識、精神障がいの権利擁護等について普及啓発を行うとともに、各区等が行う普及啓発活動に対して、専門的立場から協力、指導及び援助を行っている。

(1) 研修及び講演会等への講師派遣実績

平成 22 年度の研修及び講演会等への講師派遣回数は、医師職 38 回、セラピスト 8 回、保健師 2 回などとなっている。また、依頼者別では、札幌市 15 回、医療・介護関係 6 回、大学 4 回などとなっている。

ア 団体別派遣実績

依頼元団体	回数（延べ）
札幌市	14
その他行政機関	1
大学	4
学校	2
司法関係	2
医療・介護関係	6
社会福祉法人	2
NPO 法人	4
その他団体	5
合 計	40

イ 派遣実績一覧

テーマ	依頼者	演 題	開催日	講師職種
職場のメンヘル	札幌市教育委員会	教育センター専門研修	6 / 16	医師
	札幌北公共職業安定所	職場のうつ予防と対策	10 / 13	医師
	札幌市総務局	職場のメンタルヘルス対策	11 / 26	医師
	札幌市総務局	係長職メンタルヘルス研修	2 / 25、3 / 11	医師
発達障がい	札幌市厚別区	発達障害者地域生活支援連携のあり方	12 / 10	医師
精神保健福祉	札幌市立大学	札幌のまちと心のバリアフリー	5 / 7	医師
	北星学園大学	福祉計画概論	5 / 24	事務職

	札幌保護観察所	覚醒剤等事犯在所者の引受人座談会講話	6/30、11/22 12/20	医師
	札幌市白石区	精神疾患を持つ保護者の理解・対応	8/26	医師
	札幌市保健所 (北海道大学医学部衛生学・公衆衛生学実習)	地域における精神保健福祉センターの役割を学ぶ	9/9	医師、セラピスト
	札幌保護観察所	家族の集い	10/29	医師
	北海道医療大学	精神保健福祉センター概要	12/3	セラピスト
	札幌市保健福祉局	社会福祉主事研修	12/9	保健師
	札幌市中学校教頭会	精神疾患を持つ保護者の理解と対応について	2/3	医師
	札幌市地域自立支援協議会	精神保健福祉センター業務概要	2/17	セラピスト
	札幌市介護支援専門員連絡協議会	精神疾患を持つ本人・家族との対応について	3/1	医師
	財)札幌市在宅福祉サービス協会	ケアマネージャー講座	3/10	医師
メンタルヘルス	札幌市総務局	人事委員会研修	7/14	医師
	八軒中央地区福祉のまち推進センター	こころの健康	7/28	セラピスト
	札幌市精神障害者家族連合会(札家連)	こころの健康を考える	8/21	医師
	札幌市老人クラブ連合会札幌シニア大学	高齢者の心の健康	10/1	保健師
	北海道高等盲学校	精神の健康を守るためのアドバイス	12/8	医師
	札幌市民生委員児童委員協議会	一人暮らしの方の心の健康	3/3	医師
精神医学	財)札幌市在宅福祉サービス協会	精神疾患の理解	5/9、7/8 9/1、11/4 1/19、3/9	医師
	札幌市保健福祉局	新任ケースワーカー研修	7/5	医師
	北海道病弱虚弱教育研究連盟	第49回北海道病弱虚弱教育研究大会	9/9	セラピスト
	北海道マリッジ・カウンセリングセンター	精神疾患についての基礎知識	10/4	医師

	北海道高次脳機能障害リハビリテーション講習会実行委員会	北海道高次脳機能障害リハビリテーション講習会	10 / 9	医師
	NPO 法人ワーカーズコープ	高齢者のうつ病について	10 / 26	セラピスト
	札幌市豊平区	うつ病や依存症等の疾患の理解と支援	11 / 24	医師
	社会福祉法人北海道いのちの電話	うつ病と統合失調症	12 / 7	医師
	札幌市介護支援専門員連絡協議会	アルコール依存症について	12 / 7	セラピスト
	札幌市保健所	アルコール依存症研修	12 / 14	医師
	札幌市精神障害者家族連合会（札家連）	ひきこもりに少し風を透かしてみれば	1 / 15	医師
	札幌市手稲区	高齢者のうつ病について	1 / 18	セラピスト
	北海道医師会	かかりつけ医認知症対応力向上研修	1 / 23	医師
	札幌市子ども未来局	平成 22 年度児童相談員研修会	2 / 24	医師
	札幌市豊平区	保健福祉課職員研修	3 / 8	医師
自殺対策	社会福祉法人北海道いのちの電話	札幌市の自殺の現状と課題	6 / 8	医師
	札幌市白石区	うつ病と自殺対策研修会	2 / 9	医師

(3) 行事の共催及び名義後援実績

庁外の団体等が主催する精神保健福祉や自殺予防等に関する行事について、団体等からの申請に基づき、共催及び後援を行っている。

平成 22 年度の実績は、共催 3 回、後援 9 回となっている。

開催日	行事名	区分	主催団体
8 / 20	第 4 回・こころの未来フォーラム～市民と語る・熱い夏～	後援	こころの未来フォーラム実行委員会
9 / 21、11 / 22、12 / 8、2 / 4	自死予防セミナー:「いのち」を語ろう	後援	社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター
10 / 27	北海道いのちの電話チャリティーコンサート「大平まゆみと仲間たち」	後援	北海道いのちの電話チャリティーコンサート実行委員会

11／13	第5回北海道アルコール症予防・早期発見・解決市民フォーラム	後援	北海道アルコール症予防・早期発見・解決市民フォーラム
11／13	人間関係力UP講座「アサーション・トレーニング2」	後援	コミュニケーションパートナー「ピュア」
11／20	第13回さっぽろ・こころの健康まつり/精神療養講座	共催	さっぽろ・こころの健康まつり実行委員会、札幌市精神衛生協会
11／25～28	心の健康セミナー「森田療法」市民講座～ストレス社会・心と体の対処法～	共催	北海道森田療法研究会
11／28	自分の病気と薬を知る相談会	共催	北海道精神障害者回復者クラブ連合会、札幌市精神障害者回復者クラブ連合会
12／11	「心のおそうじコーチング」講座	後援	北海道ハートフルコミュニケーションズ
1／15	講演会「社会的弱者に雇用の場を」	後援	NPO法人 楽しいモグラクラブ
2／27～ 3／13	自殺対策月間事業「大切な人との写真」パネル展 大切な人との“本当のつながり”	後援	社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター
3／4	講演：仕事や人間関係のストレスに負けない為に！	後援	NPO法人 日本ケア・カウンセリング協会

5 調査研究

札幌こころのセンターでは、ひきこもり状態にある青年や発達障がいの診断を受けている青年の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進などを目的に、グループケアを実施している。

併せてグループケアでは、ひきこもりや発達障がいで社会参加が難しく、社会との関係が希薄になっている青年の支援のあり方を探るための調査研究を行っている。

(1) グループ活動、教室、交流会などの活動状況

名称 (開始時期)	目的と内容	対象	期間・日時	回数	延べ 参加 者数
青年グループケア Aグループ (平成 10 年)	活動を通して対人関係や生活リズムを改善し、生活の幅を広げ社会生活への適応を促進する	ひきこもりなどで社会との関係が希薄になっている者 (20 歳～35 歳)	参加期間 1 年 週 2 回 13:30～16:30	84	567
青年グループケア Bグループ (平成 16 年)	障がいについて理解を深め、生きやすくなる考え方や生活の仕方を探る	高機能広汎性発達障がいの診断・告知を受けた青年 (20 歳～35 歳)	参加期間 1 年 月 2 回 13:30～15:30	20	73
青年グループケア Cグループ (平成 16 年)	診断・告知を受けた当事者同士がコミュニケーションを楽しむ	高機能広汎性発達障がいの診断・告知を受けた青年 (20 歳～35 歳)	参加期間 1 年 月 2 回 13:30～15:30	20	125
アスペルガー家族 教室 (平成 16 年)	アスペルガー症候群について理解を深める	高機能広汎性発達障がいの診断・告知を受けている青年の家族	隔月実施 13:30～15:30	6	110
アスペルガー 当事者勉強会 (平成 16 年)	アスペルガー症候群について理解を深める	高機能広汎性発達障がいの診断・告知を受け、	毎月 1 回 13:30～15:30	11	150

		相談等している青年			
アスペルガー 家族交流会 (平成 17 年)	アスペルガー症候群について理解を深め、家族同士が交流し支え合う	新たに高機能広汎性発達障がい の診断・告知を受け、グループ活動や相談に 来所している青年等の家族	隔月 1 回 13:30～15:30	11	35
Mグループ (平成 19 年)	自身の障がい、子育てについて語ることで理解を深め、孤立感を緩和する	アスペルガー症候群の診断告知を受けた子育て中の母親	月 1 回 10:30～12:00	11	56

(2) 支援者研修の実施

ア 青年グループケア A グループ

平成 23 年 2 月 15 日 (火) 14 時 30 分～17 時 00 分

目的	対象	内容	参加者
ひきこもり関連問題への対応方法の理解を深める	各区精神保健相談員 各区保護課職員 各相談支援事業所 知的障害者更生相談所	○ 訪問支援活動を通して「ひきこもり」支援を考える 相談室ぼらりす 相談員 山本 彩 氏 ○ グループケアについて 札幌こころのセンター 中村 靖夫 ○ 当事者体験発表 当事者 2 名 ○ ひきこもりの医学所見について 札幌こころのセンター 緑川 由紀	64

イ 青年グループケアMグループ

平成 22 年 10 月 12 日（火）15 時 00 分～17 時 00 分

目的	対象	内容	参加者
子育てが困難な親への支援を学ぶことで、育児疲れの軽減を図り社会的取組で自殺を防ぐ	本市職員 医師 保健師 栄養士 保育士 各種相談員 教員 等	○ 育児困難を抱える親支援 医療法人共栄会札幌トロイカ病院 精神科医 中野 育子 氏 ○ 体験発表 広汎性発達障害当事者 1 名	104

6 精神保健福祉相談

札幌こころのセンターでは、来所及び電話により、精神保健福祉に関する各種の相談に応じている。

相談業務では、必要に応じて各区の精神保健福祉相談員、相談機関、行政機関などと協力して、複雑困難事例に対応している。

(1) 来所相談

予約制で、専門職（精神科医・保健師・精神保健福祉士・臨床心理士・作業療法士）による相談面接を実施している。

平成 22 年度の来所相談では、新規相談が増加しており、相談内容としては、21 年度と比較して、「非社会的行動（ひきこもりなど）」の相談の割合（新規相談に占める割合 21 年度 11.6%→22 年度 19.6%）が増加している。

ア 相談件数

年度		18	19	20	21	22
相談件数		790	575	379	701	694
内訳	新規相談件数	313	296	267	292	397
	継続相談件数	477	279	112	409	297

イ 新規相談者の状況（相談対象者と来所者の関係）

対象者との 関係 性別	本人のみ	家族のみ	関係機関	その他	本人と家族	本人と関係機関	本人とその他	計
	男性	67	126	2	2	57	1	2
女性	62	50	1	0	25	2	0	140
計	129	176	3	2	82	3	2	397

ウ 新規相談対象者の年齢

年齢 性別	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	不明	計
男性	35	102	71	25	13	8	2	1	257
女性	27	38	42	24	3	5	1	0	140
計	62	140	113	49	16	13	3	1	397

エ 新規相談対象者の居住区

居住区	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	市外	不明	計
件数	45	51	61	40	25	42	30	29	43	25	4	2	397

オ 新規相談者の相談内容（重複あり）

相談内容		件数
病気の問題		35
	身体症状の訴え	12
	精神症状の訴え	23
性格上の問題		10
発達障害		191
行動上の問題		155
	反社会的行動	29
	非社会的行動	78
	習癖・嗜癖・依存症	45
	性の問題	0
その他	3	
対人関係の問題		33
	家族関係	25
	友人・近隣・職場	7
その他	1	
精神保健福祉上の知識について		25
	精神保健福祉上の問題	2
	精神病などの治療方針	4
	患者・本人への関わり方	19
遺伝の問題	0	
社会復帰について		6
社会資源について		7
その他		10

カ 新規相談の結果

結果	助言 指導	来所 指導	紹介先機関					その他
			医療 機関	関係 機関	他の相 談機関	保健セ ンター	その他	
件数	147	205	26	4	4	0	6	5

(2) 心の健康づくり電話相談

土日祝日を除いた平日の9時00分から17時00分まで、札幌こころのセンターに電話相談員を1名配置し、専用回線で電話相談を受けている。

また、平成23年3月から、受付時間を平日夜間及び土日祝日（年末年始を除く）にも延長し、市民のこころの悩みに関する相談を幅広く受け付けている（平日17時00分～21時00分、及び土日祝日10時00分～16時00分において、こころの健康相談統一ダイヤル0570-064-556にて相談を受けている）。

電話相談に関しては、自殺予防キャンペーン等で当センターの相談電話の番号を広報したことが、相談件数の増加につながっていると考えられる。

ア 相談件数 ※（ ）内は、夜間・休日の受付時間延長分（内数）

年度		18	19	20	21	22
相談件数		2,617	2,401	2,229	2,888	3,445 (172)
内訳	新規相談件数	2,048	1,936	1,840	2,164	2,668 (80)
	継続相談件数	569	465	389	724	777 (92)

※以下は、札幌こころのセンターで対応した平日9時00分～17時00分の受付分のみ。

イ 相談者の状況

a 相談者と相談対象者との関係

対象者との関係 性別	本人	家族	関係機関	その他・不明	計
男性	571	185	3	56	815
女性	1,145	1,182	4	127	2,458
計	1,716	1,367	7	183	3,273

b 相談者の居住区

居住区	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	市外	不明	計
件数	173	336	176	148	99	148	78	110	126	105	283	1,491	3,273

ウ 相談経路

相談経路	市役所等関係機関	相談機関	医療機関	保健センター	教育機関	他の電話相談	報道機関	広報	知人	既知	その他	不明	計
件数	133	90	369	28	30	27	46	61	90	916	244	1,239	3,273

エ 相談対象者の年齢

年齢	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	不明	計
件数	374	538	603	579	380	187	209	403	3,273

オ 相談内容

相談内容		件数
病気の問題		757
	身体症状の訴え	103
	精神症状の訴え	654
性格上の問題		14
発達障害		381
行動上の問題		584
	反社会的行動	50
	非社会的行動	148
	習癖・嗜癖・依存症	201
	性の問題	27
	その他	158
対人関係の問題		402
	家族関係	252
	友人・近隣・職場	96
	その他	54
精神保健福祉上の知識について		448
	精神保健福祉上の問題	71
	精神病などの治療方針	199
	患者・本人への関わり方	178
	遺伝の問題	0
社会復帰について		46
社会資源について		425
その他		216
計		3,273

カ 相談の結果

結果	助言指導	来所指導	紹介先機関					その他	計
			医療機関	関係機関	他の相談機関	保健センター	その他		
件数	1,416	343	670	117	321	148	64	194	3,273

7 特定相談

(1) 思春期特定相談事業（再掲）

札幌こころのセンターでは、精神発達の上にある青少年の精神的健康の保持増進及び適応上の障がいの予防と早期発見等を図ることを目的に、平成14年6月から思春期特定相談事業を開始した。

対象は、概ね12歳から19歳までにある青少年の教育・相談を担当している職員や、不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安などの心の問題で困っている青少年とその家族としている。

また、思春期精神保健に関する知識の普及を目的に、思春期精神保健に関するネットワーク会議・思春期精神保健研修会を開催している。

ア 来所相談

a 相談件数

	男	女	計（延べ）	実数
22年度相談件数	39	50	89	56
21年度（参考）	111	39	150	59

b 主訴別件数（重複あり）

主訴	件数
病気の問題	8
身体症状の問題	1
精神症状の訴え	7
性格上の問題	4
発達・発育上の問題	51
行動上の問題	30
反社会的行動の問題	7
非社会的行動の問題	20
習癖・嗜癖・依存症	0
性の問題	0
その他	3
対人関係の問題	11
家庭	10
友人・近隣・職場	1
その他	0

精神保健福祉上の		9
知識の問題	精神保健福祉上の問題	0
	精神病等の治療指針	1
	患者・問題者への接し方	8
	遺伝の問題	0
社会資源の問題		2
	社会復帰の問題	1
	社会資源の問題	1
その他		2
計		117

c 相談の結果

結果	助言 指導	来所 指導	紹介先機関					その他	計
			医療 機関	関係 機関	他の相 談機関	保健セ ンター	その他		
件数	32	49	8	0	0	0	0	0	89

イ 札幌市思春期精神保健ネットワーク会議・思春期精神保健研修会

地域の思春期精神保健に関わる医療・保健福祉・教育・司法の諸機関が情報交換、認識の共有化、役割機能の確認等、思春期の精神保健福祉活動の推進を図ることを目的に札幌市思春期精神保健ネットワーク会議を開催している。事務局は当センターが担当し、教育委員会、教育センター、児童福祉総合センター、子どもアシストセンター、保健所、市立札幌病院静療院、北海道警察本部少年サポートセンター、医療機関、家庭支援センター、北海道子どもの虐待防止協会の機関で構成している。

会議後に、医療・保健・教育・司法・矯正教育・福祉等子どもにかかわる専門職を対象に研修会を実施した。

a 札幌市思春期精神保健ネットワーク会議

日時：平成23年1月21日（金） 15時30分～17時00分

内容：平成21年度思春期精神保健ネットワーク会議報告、各機関の活動報告、子どもの自傷行為に関する意見交流会を行った。

b 思春期精神保健研修会

日時：平成23年1月21日（金） 18時00分～20時30分

内容：傳田健三氏（北海道大学大学院保健科学研究院生活機能分野教授）を招き、「自殺予防とメンタルヘルス『若者のうつ』を中心に」というテーマで講演を行った。また、当センター職員より、札幌市における自殺の概要について報告を行った。

(2) アルコール関連問題等特定相談事業（再掲）

アルコール乱用・依存をはじめ、薬物乱用・依存やギャンブルなど「嗜癖」問題は、平成15年度まで一般相談の中で取り扱ってきたが、地域精神保健の中でも重要課題の一つとして捉え、平成16年度からは嗜癖関連問題全般について、特定相談事業として位置づけている。電話相談で来所相談の希望及び必要性を判断し、面接相談を実施している。

a 相談件数（来所）

	男	女	計（延べ）	実数
22年度相談件数	42	12	54	47
21年度（参考）	42	6	48	40

b 相談内容

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	不明	計
アルコール	0	1	1	6	2	4	0	0	14
薬物	0	1	0	0	0	0	0	0	1
ギャンブル	0	12	5	7	4	4	1	0	33
※その他	0	2	4	0	0	0	0	0	6
計	0	16	10	13	6	8	1	0	54

※その他は、買物依存、浪費癖、性癖に関する相談。

c 相談の結果

結果	助言指導	来所指導	紹介先機関					その他	計
			医療機関	関係機関	他の相談機関	保健センター	その他		
件数	31	10	2	2	2	0	6	1	54

8 組織育成

地域精神保健福祉の向上には、精神に障がいを持つ当事者、家族、地域住民などによる組織的な育成が不可欠であるとの観点から、市内で活動する家族会や患者会、社会復帰施設団体などの育成・支援に努めている。

当事者関連	スカイブルーの会	うつ病の方々のグループミーティングを毎月 1 回開催（※平成 23 年 1 月で終了）。
	北海道精神障害者回復者クラブ連合会（道回連）	「自分の病気と薬を知る相談会」の開催協力及び助言者の派遣。
家族関連	札幌認知症の人と家族の会	認知症介護相談コーナーにおける相談対応の支援。
社会復帰施設団体関連	札幌ダイケア協議会	年 6 回の例会、世話人会の開催に関する協力。
その他	社会福祉法人 北海道いのちの電話	相談員養成講座の講師、及び相談員の応募面接官の派遣等。

9 精神医療審査会

精神医療審査会は、精神障がい者の人権に配慮しつつ、適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院中の方の書類審査や、退院・処遇改善請求審査を目的として、精神保健法(当時)の規定により、昭和 62 年に創設された。

札幌市では、大都市特例の施行により平成 8 年度に設置され、平成 14 年度から、これに関する事務が精神保健福祉センターへ移管された。

(1) 根拠法令

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第 12 条～15 条

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 第 2 条

(2) 業務の概要

ア 審査会委員 11 名 2 合議体 (1 合議体 5 名)・予備委員 1 名

イ 審査会開催回数 年 24 回 (1 か月に 2 回開催)

(3) 定期の報告等の審査件数及び審査結果の内訳

		医療保護入院者 入院届	医療保護入院者 定期病状報告書	措置入院者 定期病状報告書	計
審査件数		3,134	2,121	31	5,286
審査 結 果	入院継続	3,134	2,121	31	5,286
	入院形態変更	0	0	0	0
	退院が適当	0	0	0	0

(4) 退院等の請求の審査件数及び審査結果の内訳

区 分		請求件数	審査件数 (再掲)		
受付件数(内、前年度受理分)		16 (0)	9		
審査前に退院		3	審 査 結 果	入院継続	9
審査前に取下げ		3		入院形態変更	0
審査件数		9		退院が適当	0
審査未了件数(次年度へ)		1		処遇が適当	0
				処遇は不適	0

* 電話相談件数 701 件 (月平均 58 件)

* 受付から結果通知までの所要日数 26.5 日

(参考 平成 21 年度 31.2 日 平成 20 年度 39.1 日)

10 自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の判定に関する事務

札幌こころのセンターでは、法第6条第2項第4号の規定に基づき、札幌市自立支援医療（精神通院医療）支給認定等審査判定会を開催し、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の審査判定事務を行っている。

（1）沿革

札幌市では従来、精神保健福祉審議会審査判定部会にて実施されていた業務であったが、平成11年の法改正により、平成14年度に精神保健福祉センターへ移管されたことから、新たに本市の内部機関として、札幌市精神障害者通院医療費公費負担等審査判定会を設置した。平成18年には、通院医療費公費負担制度が、障害者自立支援法第52条の規定による自立支援医療（精神通院医療）支給認定へと制度変更されたことから、その名称が、「自立支援医療（精神通院医療）支給認定等審査判定会」に変更された。

（2）判定会の概要

判定会は、審査判定会員6名から構成され、通常毎月第2、第4、第5木曜日に開催されている。

（3）自立支援医療（精神通院医療）の支給認定について

平成20年度判定会 自立支援医療（精神通院医療）						
	合計	認定	却下	一部認定		保留
				高額継続非該当	その他	
合計	30,012	27,076	249	525	13	2,149

平成21年度判定会 自立支援医療（精神通院医療）						
	合計	認定	却下	一部認定		保留
				高額継続非該当	その他	
合計	27,775	26,097	146	619	4	909

※平成22年1月の区受付分から更新申請の診断書の省略が可能となったため、判定件数が前年より減少した。

平成22年度判定会 自立支援医療（精神通院医療）						
	合計	認定	却下	一部認定		保留
				高額継続非該当	その他	
合計	13,820	12,387	73	372	2	517

(4) 精神障害者保健福祉手帳の判定について

平成 20 年度判定会 精神障害者保健福祉手帳						
	合 計	1 級	2 級	3 級	非該当	保留
合計	3,917	207	1,366	1,874	174	296

平成 21 年度判定会 精神障害者保健福祉手帳						
	合 計	1 級	2 級	3 級	非該当	保留
合計	4,570	238	1,514	2,272	143	381

平成 22 年度判定会 精神障害者保健福祉手帳						
	合 計	1 級	2 級	3 級	非該当	保留
合計	4,844	248	1,566	2,313	72	331

1 1 精神障害者社会適応訓練事業

大都市特例の施行により北海道から事務の委譲を受け、平成8年4月から札幌市において精神障害者社会適応訓練事業を開始し、平成15年度から精神保健福祉センターへ事務が移管された。

(1) 根拠法令

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第50条、51条

(2) 事業の目的

通常の事業所に雇用されることが困難な精神障がいのある人を、精神障がい者の社会経済活動への参加促進に熱意のある事業所に委託して一定期間通わせ職業を与えるとともに、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の涵養を図るための社会適応訓練を行うことにより、再発防止と社会的自立を促進することを目的としている。

これまでに、実際に就労に結びついた事例もあり、精神障がい者の就労を支援するための一つの手段となっている。

(3) 事業の内容

訓練対象者を受け入れている事業所に対し、委託料として、対象者一人当たり日額3千円を支払っている。札幌市では、そのうち1千円を訓練対象者に支給することとしている。対象者ごとの委託期間は原則として6か月以内であるが、必要があると認められる場合、最大18か月まで訓練を延長することができる。

(4) 訓練利用者数及び就労者数実績

(人)

年度	18	19	20	21	22	
利用者数	10	9	9	6	6	
終了者数	3	5	4	4	3	
終了後の進路	一般就労 ^{※1}	0	1	2	1	1
	一般就労に向け求職 ^{※2}	2	0	0	1	1
	就労訓練の継続	1	1	2	2	0
	その他 ^{※3}	0	3	0	0	1

※1 協力事業所への雇用や、その他の一般企業等へ雇用となった者。

※2 ハローワークや障害者職業センターを通して求職活動を行う者。訓練者からの申し出によるものが多い。

※3 症状再燃のため治療優先となった者。

1 2 精神科救急情報センターの運営

平成 16 年 6 月に精神科救急情報センターを設置し、精神科救急医療に関する相談を受け、必要に応じ当番病院や関係機関との調整を行っている。

各区の対応時間外である平日夜間、土曜、日曜及び祝日の対応を担うことで、365 日、24 時間体制を確保している。

(1) 精神科救急情報センターの概要

開設日：平成 16 年 6 月 1 日

設置目的：精神障がい者、その家族、その他関係者から緊急の精神科医療を必要とすると考えられる事例についての相談を受け付け、適切な処遇へ振り分ける（トリアージする）こと

設置主体：札幌市

位置付け：北海道精神科救急医療システム道央（札幌・後志）ブロック

配置職員：精神保健福祉士、臨床心理士、看護師（精神科勤務経験の（相談員）ある者）等、精神保健福祉に精通した者

勤務体制：1 勤務あたり原則 2 名配置

（約 30 名の登録相談員によるシフト制）

稼働時間：平日 17 時 00 分～翌日 9 時 00 分、土日祝日 9 時 00 分～翌日 9 時 00 分

その他：札幌精神科医会精神科救急医療体制検討委員会の合意に基づき運用。「空床情報システム」として、空ベッド情報を活用。電話相談員のバックアップを北海道精神科診療所協会の有志の精神科医が「待機医」として担当

(2) 精神科救急情報センターの電話相談

ア 月別相談件数と病院受診件数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
総相談件数	331	395	358	397	365	362	329	368	384	281	276	309	4,155
病院受診	41	57	41	46	46	44	52	39	45	45	31	46	533

月平均 相談件数：346 件 病院受診：44 件

相談件数・受診数（当番病院の診察数）は昨年度に比べると、共に減少傾向にあるが、病院受診の割合に関しては昨年度とほぼ同様であり、より円滑なトリアージが行われたと言える。

イ 時間帯別相談件数

時間帯	17:00 ～ 18:59	19:00 ～ 20:59	21:00 ～ 22:59	23:00 ～ 0:59	1:00 ～ 2:59	3:00 ～ 4:59	5:00 ～ 6:59	7:00 ～ 8:59	9:00 ～ 12:59	13:00 ～ 16:59	合計
件数 (件)	642	680	620	506	338	195	132	150	451	441	4,155
割合 (%)	15.5	16.4	14.9	12.2	8.1	4.7	3.2	3.6	10.9	10.6	100

相談は夜間帯（17：00～22：59）全体の約5割（46.8%）を占める。また、日中帯（9：00～16：59）は、土日のみの稼働にもかかわらず全体の約2割（21.5%）を占め、情報センターが担う役割を十分に果たしていると言える。

ウ 曜日別相談件数

曜日	月	火	水	木	金	土	日	合計
件数(件)	580	474	455	513	488	745	900	4,155
割合(%)	14.0	11.4	11.0	12.3	11.7	17.9	21.7	100

エ 所要時間別相談件数

相談 時間 (分)	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～59	60～	合計
件数 (件)	1,610	1,103	502	352	221	113	197	57	4,155
割合(%)	38.7	26.5	12.1	8.5	5.3	2.7	4.7	1.4	100

15分以内で終了した相談件数が全体の約8割（77.3%）を占め、迅速なトリアージが行われたと言える。

オ 相談者別相談件数

相談者	本人	同居 親族	非同 居親 族	救急 隊	警察	精神 科医 療機 関	その 他の 医療 機関	その 他	不明	合計
件数 (件)	1,853	888	300	436	162	56	100	289	71	4,155
割合(%)	44.6	21.4	7.2	10.5	3.9	1.3	2.4	7.0	1.7	100

本人・親族からの相談が約7割（73.2%）を占めている。

カ 年代別相談件数

年代	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	不明	合計
件数(件)	149	646	953	772	433	239	253	710	4,155
割合(%)	3.6	15.5	22.9	18.6	10.4	5.8	6.1	17.1	100

キ 相談内容別

相談内容	自傷	自殺企図	他害	薬の副作用	過量服薬	徘徊	興奮	心氣的訴え	不安
件数(件)	70	136	56	37	142	18	339	141	407
割合(%)	1.7	3.3	1.3	0.9	3.4	0.4	8.2	3.4	9.8
相談内容	いらいら	不眠	気分の高揚	抑うつ感	幻覚	支離滅裂	奇妙な言動	摂食障害	強迫行為
件数(件)	218	307	29	226	135	74	196	5	3
割合(%)	5.2	7.4	0.7	5.4	3.2	1.8	4.7	0.1	0.1
相談内容	酩酊	薬物乱用	身体症状	薬切れ	その他	不明	合計		
件数(件)	35	5	576	108	834	58	4,155		
割合(%)	0.8	0.1	13.9	2.6	20.1	1.4	100		

ク トリアージ結果

	緊急対象外	助言指導	病院受診(533件)			合計
			当番病院	かかりつけ病院	その他の病院	
件数(件)	3,225	397	513	15	5	4,155
割合(%)	77.6	9.6	12.3	0.4	0.1	100

病院受診結果（内訳）

	外来のみ	任意入院	医療保護入院	緊急措置入院	応急入院	受診せず	その他・不明	合計
件数 (件)	295	43	116	3	0	61	15	533
割合(%)	55.3	8.1	21.8	0.6	0.0	11.4	2.8	100

全体的に軽症者が多く、緊急対象外の相談が全体の約8割（77.6%）を占めるが、電話相談のみで不安が解消されることにより、不要不急の受診に至らないという効果もあると考えられる。

「その他・不明」には、主に当番病院以外（かかりつけ、他の精神科医療機関など）への受診となったものが含まれ、受診結果が不明であることが多い。

1.3 自殺総合対策事業

札幌市の自殺死亡者数は、平成10年に416名と急増し、その後も減少の兆しは見られていない。平成20年には、過去最多となる477名の方が自殺により亡くなっている。

自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題、家庭問題などさまざまな要因が複雑に関係しており、札幌市全体で取り組むべき課題となっている。

札幌市自殺総合対策推進会議では、平成22年3月に自殺総合対策行動計画を策定し、平成21年度から25年度までの5年間の基本的施策及び重点取組項目を定めている。

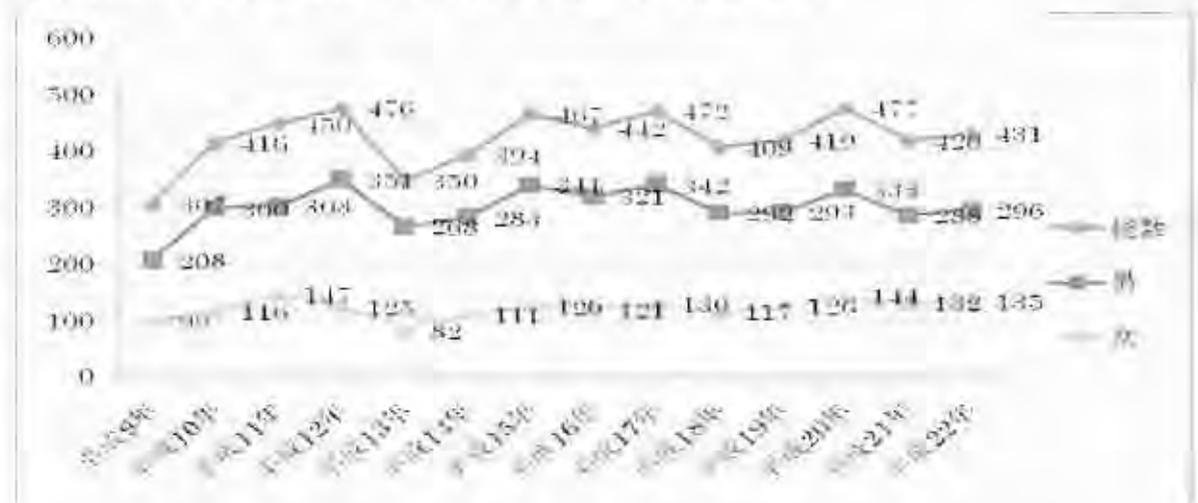
本計画に基づき、札幌市では「ひとりでも多くのいのちを救う」ことを目標とし、自殺総合対策事業を進め、自殺を考えている人を地域全体で救うことで、安心・安全に暮らすことができる社会の実現を目指す。

下記は、本計画の具体的な取組である平成22年度における札幌市自殺総合対策事業の詳細をまとめたものである。

(1) 札幌市の自殺死亡者数の年次推移

全国の自殺死亡者数は、平成10年以降、毎年3万人前後で推移している。札幌市の自殺死亡者数は、平成10年に初めて400人を超えたのち、毎年400人前後で推移している。

札幌市の自殺死亡者数の推移（厚生労働省人口動態統計）



(2) 札幌市自殺総合対策推進会議

札幌市では、平成21年7月に、副市長を委員長とする「札幌市自殺総合対策推進会議」を設置している。平成22年度は、幹事会・ワーキンググループ及び推進会議を各2回実施し、平成22年度自殺総合対策事業及び今後の自殺総合対策の方向性について検討している（会議の内容等については、「1 企画立案」を参照）。

(3) 平成 22 年度自殺総合対策事業一覧

ア 研修会

福祉専門職やかかりつけ医等に対し、自殺予防の相談対応力向上を図る研修を実施している。

① かかりつけ医うつ病対応力向上研修

日時：平成 22 年 8 月 7 日（土）13 時 50 分～18 時 00 分

場所：WEST19 5 階講堂

講師：橋本 恵理氏（札幌医科大学医学部准教授）

松原 良次氏（札幌花園病院院長）

田辺 等氏（北海道立精神保健福祉センター所長）

対象：医師

内容：講義・演習

参加人数：89 人

② 自殺予防人材養成研修

第 1 回「高齢者の心の健康」

日時：平成 22 年 10 月 1 日（金）10 時 30 分～12 時 45 分

場所：札幌市社会福祉総合センター（中央区大通西 19 丁目）4 階大研修室

講師：久保 裕子（札幌市精神保健福祉センター相談指導二係長）

対象：老人クラブ常任役員

内容：高齢者の心の健康、うつ病について

参加人数：240 人

第 2 回「発達障害の診断を受けた親支援」

日時：平成 22 年 10 月 12 日（火）15 時 00 分～17 時 00 分

場所：WEST19 5 階講堂

講師：中野 育子氏（札幌トロイカ病院医師）

対象：母子保健関係者等

内容：発達障害と診断を受けた親の子育ての難しさについて

参加人数：104 人

第 3 回「中高年男性の自殺を考える」

日時：平成 22 年 10 月 22 日（金）15 時 00 分～17 時 00 分

場所：WEST19 5 階講堂

講師：高野 知樹氏（神田東クリニック院長）

対象：産業カウンセラー、産業保健師、労働衛生管理者等

内容：中高年男性の心の健康、早期発見・早期対応について

参加人数：82 人

第4回「高齢者のうつ病」

日時：平成22年11月5日（金）18時00分～20時00分
場所：WEST19 5階講堂
講師：栗田 主一氏（東京都老人総合研修センター研究部長）
対象：介護関連支援者、老人保健関係者
内容：高齢者のうつ病について
参加人数：88人

第5回「産後のこころの病気とメンタルヘルス」

日時：平成22年11月24日（水）18時00分～20時00分
場所：WEST19 5階講堂
講師：岡野 禎治氏（三重大学保健管理センター）
対象：母子保健関係者
内容：産後の心の病気について
参加人数：102人

第6回「思春期・青年期の心のケア」

日時：平成23年1月21日（金）18時00分～20時00分
場所：WEST19 5階講堂
講師：傳田 健三氏（北海道大学大学院保健科学研究院教授）
対象：教職員、思春期関連病院のコメディカル、母子保健関係者
内容：思春期における自傷行為と自殺の関係、その対応について
参加人数：127人

第7回「救急看護師のための自殺未遂者ケア研修」

日時：平成23年2月10日（木）18時00分～20時00分
場所：WEST19 5階講堂
講師：守村 洋氏（札幌市立大学看護学部准教授）
対象：救急看護師、消防局職員
内容：救急の現場における自殺未遂者ケアについて
参加人数：76人

第8回「自殺対策、うつ病、相談対応研修」

日時：平成23年3月3日（木）13時30分～15時00分
場所：ホテルさっぽろ芸文館（中央区北1条西12丁目、旧・北海道厚生年金会館）
講師：鎌田 隼輔（札幌市精神保健福祉センター所長）
対象：民生委員、児童委員
内容：地域における心の健康づくりや自殺予防について
参加人数：230人

③ 自死遺族支援研修会

テーマ「大切な人を自死で亡くされた方への向き合い方」
日時：平成 22 年 12 月 1 日（水）15 時 00 分～16 時 45 分
場所：WEST19 2 階研修室 A・B
講師：吉野 淳一氏（札幌医科大学保健医療学部教授）
対象：行政職員、精神科病院のコメディカル
内容：自死遺族についての理解と接し方、自死遺族支援の実践について
参加人数：41 人

④ メンタルヘルス企業セミナー

日時：平成 23 年 3 月 24 日（木）14 時 00 分～15 時 30 分
場所：電通恒産札幌ビル（中央区大通西 5 丁目）9 階会議室
講師：高野 知樹氏（神田東クリニック院長）
対象：経営者、労務担当者
内容：中高年男性の心の健康について
参加人数：87 人

イ 講演会・シンポジウム

一般市民を対象に、自殺予防の知識の普及を図る講演会等を実施している。

① アルコール依存症とうつ病 - 札幌市民フォーラム -

日時：平成 22 年 11 月 27 日（土）13 時 30 分～16 時 00 分
場所：WEST19 5 階講堂
講師：白坂 知信氏（石橋病院院長）、当事者 2 名
対象：一般市民
内容：アルコール依存症とうつ病についての講演会、及び当事者の発表
参加人数：156 人

② 札幌市自殺予防講演会

日時：平成 23 年 3 月 5 日（土）13 時 30 分～15 時 45 分
場所：札幌市民ホール（中央区北 1 条西 1 丁目）
講師：五木 寛之氏（作家）
対象：一般市民
内容：報告）札幌市の自殺総合対策について（札幌市による報告）
講演）テーマ「いまを生きる力」
参加人数：1,449 人

ウ 相談会一覧

多重債務やこころの健康に関する相談をワンストップで受け付ける総合相談会を実施し、問題の早期発見、早期対応を行っている。

① 借金・就職・健康無料相談会～悩んでいるあなたへ～

(第1回)

日時：平成22年9月22日(水)10時00分～17時00分

場所：WEST19 4階 札幌こころのセンター

対象：一般市民

回答者：弁護士、司法書士、ハローワーク職員、保健師、セラピスト

内容：借金・就職・こころとからだの健康に関する相談会

相談述べ件数：46件

(第2回)

日時：平成23年2月17日(木)10時00分～17時00分

場所：WEST19 4階 札幌こころのセンター

対象：一般市民

回答者：弁護士、司法書士、ハローワーク職員、保健師、セラピスト

内容：借金・就職・こころとからだの健康に関する相談会

相談述べ件数：35件

② 借金・労働・こころ・からだ無料相談会

日時：平成22年12月16日(木)9時00分～17時00分

場所：WEST19 4階 札幌こころのセンター

対象：一般市民

回答者：司法書士、ハローワーク職員、保健師、セラピスト

内容：借金・労働・こころとからだの健康に関する相談会

相談延べ件数：27件

エ 普及啓発事業一覧

各種普及啓発事業を実施し、市民へ自殺予防への知識を普及させるとともに自殺を身近に感じてもらうことで社会全体の自殺予防に対する意識の定着を図る。

	事業名	日時	対象	内容	参加人数 (人)
1	自殺予防パンフレット (世代別)の作成	平成22年	一般市民	中高年男性向け、女性向けの 自殺予防に関するパンフレ ットの作成・配布	
2	自死遺族向け	平成22年	一般市民	自死遺族向けの自殺予防・自	

	パンフレットの作成			死遺族支援に関するパンフレットの作成・配布	
3	自殺予防巡回パネル展	平成22年 8月～10月	一般市民	自殺予防・メンタルヘルスに関するパネル展示、市内11か所巡回	3,551
4	スポーツ団体と連携した普及啓発事業	①平成22年 9月19、26日 ②平成22年 9月12日	一般市民	①コンサドーレ札幌と連携し、9月開催のホーム試合において自殺予防に関する啓発媒体の配布やメッセージボードを設置し、普及啓発を行った。 ②コンサドーレ札幌、レラカムイ北海道の選手によるスペシャルトークショー	①6,888 5,429 ②52
5	円山動物園の「命の感謝祭」共催事業	平成22年 9月18～26日	一般市民	円山動物園で開催される「命の感謝祭」に、メンタルヘルスについての記事を掲載したスタンプラリー、キャラクターフェスを実施。	9,205
6	新聞広告を活用した普及啓発	平成23年 1月17日 2月10日 3月1日	一般市民	北海道新聞15段カラーで自殺予防メッセージを掲載	
7	交通広告を活用した普及啓発	平成23年 1月17～26日 2月11～27日 3月1～10日	一般市民	JRや地下鉄車両に中吊り広告を掲示し、自殺予防メッセージや事業広報を実施	
8	市関連施設、アライアンス企業においてポスター、トイレステッカーの掲示。しおりの設置	平成23年3月	一般市民	・様々な市関連施設や企業にてポスターを掲出(4,280枚) ・トイレの個室にステッカーを掲示(11,588枚) ・市内図書館、書店にてしおりを配布(15,840枚)	
9	広告デザインカードを活用した普及啓発事業	平成23年 3月1日	一般市民	命の大切さをテーマにした地下鉄ウィズユーカードの作成	100,000 (枚)
10	AM1局、コミュニティFM4局での自殺予防メッセージCMの放送	平成23年 3月1日～ 14日	一般市民	ラジオ局で自殺予防メッセージCMを放送	

11	コミュニティFM4局にて自殺対策についてラジオ放送	平成23年3月1、3、4、9日	一般市民	札幌市の自殺の現状や対策事業について紹介	
12	街頭放送による自殺予防メッセージの放送	平成23年3月	一般市民	街頭放送を活用した自殺予防のメッセージの放送	
13	北海道TV放送「医TV」にて自殺予防についての放送	平成23年3月15、19日	一般市民	自殺のサインやサインに気づいた時の対応についての紹介	
14	企業経営者を対象にした普及啓発	平成23年3月17日	企業経営者	2011 北海道ニューフロンティアセミナー参加者に対し、リーフレット等の配布による普及啓発を行った。	817

オ 地域密着型自殺対策事業

各区保健福祉部が実施主体として、区の特性に合わせた普及啓発や教育研修等の事業を行っている。

区	内 容	参加延人数
中央	1 「けんこうフェスタ 2010 in ちゅうおう」における自殺対策 日時：平成22年9月25日（土）10：00～15：00 場所：中央区民センター 講演会：「ジャガー横田の夫が語る家庭円満、こころと体の健康」 講師：木下 博勝氏（鎌倉女子大学家政学部教授、医学博士） ※ヘルスチェックコーナー、自殺予防等のパネル展示及びパンフレット配布	560人
北	1 心の健康 講演会 日時：平成22年10月9日（土）10：00～12：00 場所：札幌サンプラザ（北区北24条西5丁目）2階 1) 講演会：「～名越康文の心がフッと軽くなる90分～」 講師：名越 康文氏（精神科医） 2) メンタルヘルスに関する情報を紹介したパンフレットの配布	232人
東	1 「第8回東区健康づくりフェスティバル」における自殺対策事業 日時：平成23年2月25日（金）13：30～ 場所：東区民センター 講演会：「笑いところの健康について」 講師：伊藤 一輔氏（国立病院機構函館病院副院長） 2 平成22年度 在宅療養支援協議会における自殺対策事業 日時：平成22年10月13日（水） 18：45～20：00 場所：東保健センター 講演会：「高齢者のうつ病について～高齢者のうつ病を早期発見し、自殺を防ぎましょう～」 講師：越前谷 則子氏（精神科医） 3 東区介護予防講演会におけるパンフレットの配布及びパネル展の実施 日時：平成22年10月23日（土） 場所：東区民センター	1 191人 2 67人 3 108人
白石	1 障がい者や高齢者の支援従事者向け研修会 日時：平成23年2月9日（水）13：30～15：00 講師：鎌田 隼輔（札幌市精神保健福祉センター所長） 2 「平成22年度白石区すこやかファミリーフェスタ」における自殺対策事業 ※パンフレット及びCHUPUKAのクッキーの配布	1 73人 2 200人

厚別	<p>1 「あつべつ健康・福祉フェスタ」関連事業における自殺対策事業 日時：平成 22 年 9 月 12 日(日) 13:00~14:30 場所：サンピアザ劇場(厚別区厚別中央2条5丁目) 講演会：生きがい健康づくり講演会「しがみつかない生き方『ふつうの幸せ』を手に入れる 10 のルール」 講師：香山 リカ氏(精神科医)</p>	261 人
豊平	<p>1 こころの健康づくり講演会 日時：平成 22 年 11 月 28 日(日) 13:00~15:00 場所：豊平区民センター 講演会：「命の大切さについて」 講師：酒井 裕司氏(円山動物園園長)</p> <p>2 自殺予防研修会の開催 日時：平成 23 年 1 月 26 日(水) 15:00~ 場所：豊平保健センター講堂 内容：「札幌市における自殺の疫学」 講師：西 基氏(北海道医療大学教授)</p>	1 161 人 2 23 人
清田	<p>1 「清田区健康&介護予防フェア‘10」における自殺対策事業 日時：平成 22 年 9 月 1 日(水) 14:00~15:00 場所：清田区民センター 1)こころのケア講演会「人生ケセラセラ」 講師：生田 悦子氏(女優)</p> <p>2)啓発品の配布 平成 22 年 8 月 31 日(火)・9 月 1 日(水)</p> <p>2 「清田区地域精神保健福祉連絡協議会」における研修会の開催 日時：平成 23 年 2 月 28 日(月) 講師：今川 民雄氏(北星学園大学教授)</p>	1 204 人 2 35 人
南	<p>1 「平成 22 年度南区健康まつり」における自殺対策事業 日時：平成 22 年 9 月 28 日(火) 13:30~ 場所：南区民センター 講演会「気づいていますか こころのサイン～身近な心理アプローチ～」 講師：碓井 真史氏(新潟青陵大学大学院 臨床心理学研修科教授)</p> <p>2 関係機関対象の研修会の開催(地域精神保健福祉連絡協議会) 日時：平成 23 年 2 月 15 日(火) 14:30~16:30 講師：守村 洋氏(札幌市立大学看護学部准教授)</p>	1 66 人 2 37 人
西	<p>1 自殺予防に関する講演会 日時：平成 23 年 3 月 10 日(木) 13:30~15:30 場所：西区民センター 講演会：「自殺への周囲の気づきと対応」 講師：守村 洋氏(札幌市立大学看護学部准教授)</p>	50 人
手稲	<p>1 「平成 22 年度手稲区ふれあいフェスティバル」における自殺対策事業 日時：平成 22 年 9 月 11 日(土) 14:00~15:30 場所：手稲区民センター ミニ講話：「うつ病予防について」 小笠原保健支援係長 講演会：「終の棲家を考える」 講師：奥田 龍人氏(介護支援専門員) ※パネル展示、パンフレット・自殺予防啓発物品(メモ帳)等の配布</p>	200 人

(4) 札幌市いのちの大使 CHUPUKA (チュプカ)

札幌こころのセンターでは、自殺予防のPR活動（ポスター・パンフレット・クリアファイル等）で、この「太陽のクマ」のキャラクターを使用している。名前の由来は、アイヌ語の「太陽」と「月」を意味する「チュプ」と、「輪」を意味する「カリプ」を組み合わせたものである。

太陽の命の輪をかぶり、命の大切さとともに、「きづく」「つなぐ」「みまもる」気持ちを広めている。



札幌市 いのちの大使

CHUPUKA

太陽のクマ

1 4 災害支援

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災への支援として、被災地への職員派遣、及び被災地に派遣された札幌市消防局職員への惨事ストレス対策を行っている。

(1) 東日本大震災被災地への支援

厚生労働省からの保健師等の派遣依頼を受け、避難住民の健康相談活動及び心のケア対策等に対応するため、派遣可能な職員を出すよう市保健所から依頼があり、3月に医師1名及び精神保健福祉士2名を被災地へ派遣している。

ア 職員の派遣状況

- a) 派遣期間：平成 23 年 3 月 22 日（火）～28 日（月）
派遣先：仙台市宮城野区保健福祉センター
派遣職員：精神保健福祉士 1 名
- b) 派遣期間：平成 23 年 3 月 27 日（日）～4 月 2 日（土）
派遣先：仙台市宮城野区保健福祉センター
派遣職員：医師 1 名、精神保健福祉士 1 名

イ 活動の内容

避難所における保健活動として、健康ニーズ調査・健康相談、バイタルチェック、巡回診療チームとの連携、医療機関の情報提供及び受診勧奨、感染症予防対策、エコノミークラス症候群の予防に関する指導、メンタル面でのサポートを要する被災者の把握とフォローを行った。また、3月30日から、在宅者に対する訪問活動も開始した。

(2) 被災地に派遣された消防局職員への支援

大規模及び特殊災害等の救助活動の際、多くの消防職員が、悲惨な現場に遭遇したことによる「惨事ストレス」を受ける可能性があり、その対策として、3月1日に全国の政令指定都市では初となる「札幌市消防局メンタルサポートチーム」が、市内の精神科医及び臨床心理士等 18 名で発足した。当センターからは、サポートチームのスタート時点で、精神科医 3 名がメンバーに登録されている。

その矢先に東日本大震災が発生し、札幌市消防局は緊急消防援助隊として、3月11日から職員の被災地への派遣を開始した。同時に、メンタルサポートチームの運用を開始し、3月17日から、派遣を終えたすべての消防局職員を対象に、サポートチームによるグループミーティングを行った。当センターの医師が参加したミーティングは、3月に計 7 回、対象となった消防局職員は 23 名となっている。

Ⅲ 關係條例・規則等

1 札幌市精神保健福祉センター条例

平成9年3月28日
条例第10号

(設置)

第1条 本市は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条第1項の規定に基づき、精神保健福祉センター(以下「センター」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
札幌市精神保健福祉センター	札幌市中央区大通西19丁目

(使用料及び手数料)

第2条 センターにおける診療その他の業務(以下「診療等」という。)については、使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)を徴収する。

2 前項の使用料等の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法(以下「算定方法」という。)により算定した額(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による医療を受けることができる者については、同法の規定により厚生労働大臣が定める医療に要する費用の額の算定に関する基準(以下「算定基準」という。)により算定した額)とする。ただし、算定方法及び算定基準に定めのないものについては、市長が定める。

(使用料等の納入時期)

第3条 使用料等は、診療等の実施の都度徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料等の減免)

第4条 市長は、特別の事由により必要があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 札幌市職員の定年等に関する条例(昭和58年条例第27号)の一部改正〔省略〕

附 則(平成18年条例第23号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第11号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 札幌市精神保健福祉センター条例施行規則

平成9年3月28日
規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市精神保健福祉センター条例(平成9年条例第10号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(市長が定める使用料等)

第2条 条例第2条第2項ただし書の規定により市長が定める使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の額は、別表のとおりとする。

(使用料等の減免の手続)

第3条 条例第4条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、精神保健福祉センター使用料(手数料)減額(免除)申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第4条 この規則の施行について必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第7号)省略

附 則(平成17年規則第14号)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に請求される文書に係る文書料について適用し、同日前に請求された文書に係る文書料については、なお従前の例による。

別表

	種別	料金	摘要
文書料	文書(A)	1枚につき 800円	医療費領収金額の証明書その他これに類する簡単な内容のもの
	文書(B)	1枚につき 1,500円	病名、治療期間程度の記載にとどまる診断書、証明書その他これらに類する内容のもの
	文書(C)	1枚につき 3,000円	死亡診断書、身体障害者診断書、意見書、病状経過の記載を要する診断書、証明書その他これらに類する内容のもの
	文書(D)	1枚につき 4,000円	各種保険、年金等の請求に係る診断書、証明書その他これらに類する複雑な内容のもの

別記様式

精神保健福祉センター使用料(手数料)減額(免除)申請書

年 月 日

(あて先)札幌市長

住所

氏名

次のとおり精神保健福祉センターの使用料(手数料)を減額(免除)願います。

減額(免除) 申請する事 項	
減額(免除) 申請する理 由	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

3 札幌市退院等の請求に関する事務取扱要領

〔平成12年4月1日〕
保健福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の4の規定に基づく退院等の請求（以下「当該請求」という。）に関しては、法令等の定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(退院等の請求の受付)

第2条 退院等の請求者は、法第38条の4に定める者及びその代理人とする。ただし、代理人は弁護士とするが、精神病院に入院中の者が請求する場合で弁護士を代理人に選任することが困難な場合は、弁護士でない者を代理人とすることができる。

2 当該請求の方法は、書面を原則とする。ただし、精神病院に入院中の患者が請求する場合で、当該患者が口頭（電話を含む。）による請求の受理を求めるときはそれを認めるものとする。

3 市長は、当該患者が当該病院に入院していること及び請求を行った者の意思を確認するものとする。ただし、その確認により請求者の請求の意思が制限を受けないよう配慮するものとする。また、代理人による請求の場合には代理権を有することを証する書面を確認するものとする。

(関係者への通知)

第3条 市長は、速やかに当該請求を受付した旨を請求者、当該患者、保護者及び病院管理者に対し、退院等の請求の受付について（様式1）又は口頭により連絡するものとする。ただし、保護者にあっては直ちに連絡先が判明しない場合は、この限りではない。

(事前資料の準備)

第4条 市長は、当該患者に関する資料として、次の各号に掲げる請求受付の直近1年以内の書類を準備するものとする。

(1) 法第27条に基づく措置入院時の診断書

(2) 法第33条第4項に基づく届出

(3) 法第38条の2に基づく定期の報告

(4) 法第38条の4に基づく当該請求に関する資料

(5) 当該患者の入院する精神病院に対してなされた実地指導に関する資料（実地指導結果及び当該患者に関して診断がなされたときは当該診断結果を示す資料など）

2 市長は、法第22条の3の規定による入院（任意入院）が行われる状態にないとの判定、法第33条第1項の同意及び同条第4項に基づく届出が適正に行われているかなど手続的事項については、退院等の請求に関する整理票（様式2）により、整理するものとする。

(審査の依頼)

第5条 市長は、札幌市精神医療審査会に審査を依頼するときは、札幌市精神医療審査会長に対し、退院等の請求に関する審査について（依頼）（様式3）に、前条に規定する資料等を添えて行うものとする。

2 処遇改善の請求のうち、当該請求が法第36条又は法第37条に基づく厚生大臣の定める処遇の基準その他の患者の人権に直接係わる処遇に関する請求以外の請求である場合には、前条第1項を省略し、直ちに審査依頼をすることができる。

（市長の請求者等に対する結果通知）

第6条 市長は、請求者、当該患者、保護者及び病院管理者に対して、速やかに、審査の結果（請求者に対しては理由の要旨を付す。）及びこれに基づき採った措置を、結果通知書（様式4）により通知するものとする。ただし、退院、他の入院形態へ移行又は処遇改善が必要と判断された場合には、病院管理者に対し、退院・改善命令書（様式5）により必要な措置を採ることを命ずるものとする。

2 市長は、原則として1か月以内に、当該病院管理者が採った措置を確認するものとし、当該措置について審査会に報告することとする。

（退院等の請求の取り下げ）

第7条 退院等の請求の審査中に、請求者から請求を取り下げたいとの申し出が書面又は口頭により市長になされた場合、又は当該患者が病院から退院した場合は、市長はこれを札幌市精神医療審査会に報告し、これにより審査は終了する。ただし、特に審査会が取り下げ前または当該患者の退院前の入院等の適否の審査を行う必要があると認めた場合はこの限りではない。

2 退院等の請求が市長になされた場合、当該患者の入院形態が他の入院形態に変更された場合であっても、その請求は入院形態にかかわらず有効とみなして審査手続きを進めるものとする。また、退院の請求には現在受けている処遇の改善の請求を含むものとして取り扱うことができる。

（電話相談の取扱）

第8条 市長は、精神病院に入院中の患者から電話相談を受けたときは、その内容及び対応を次の回の審査会に電話相談整理票（様式6）により報告するものとする。

（実地指導との連携）

第9条 市長は、実地指導を行った際に入院患者から入院の継続又は処遇に関して不適切な実態があることを聴取したとき、当該患者に対して審査会への退院等の請求手続きをとることを助言するとともに、その場で請求の意思を明確に述べる者については口頭による請求として受理するものとする。

（標準処理期間）

第10条 市長は、請求を受付してから原則として1か月、やむを得ない事情がある場合においても3か月程度の期間内に請求者等に対し、審査結果及び理由の要旨を通知するよう努めるものとする。

4 札幌市精神医療審査会運営規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第12条の規定に基づく札幌市精神医療審査会（以下「審査会」という。）の運営については、法令等に定めるもののほか、この規則に定めるところによるものとする。

第2章 合議体

(合議体の構成)

第2条 審査会は2つの合議体を設け、構成する委員を定める。

2 審査会の合議体を構成する委員を定めるにあたっては、委員の出席に支障がある場合に合議体を構成する予備的な委員を、あらかじめ他の合議体の委員（合議体を構成しない委員を含む。）のうちから定めておくものとする。

(合議体の所掌)

第3条 個別の案件の審査に関しては、原則として単一の合議体により審査を行うものとする。

2 審査を取り扱った合議体において決定された審査結果をもって、審査会の審査結果とする。

3 市長が審査会の審査結果を通知した後、通知を受けた患者等から退院等に関して同様の内容と判断される請求がなされ、かつ市長が審査会で審査を行う必要があると判断した場合、当該請求の直近の審査を行った合議体を除いた単一又は直近の審査を行った合議体を含めた複数の合議体による合同審査を行うことができる。

(定足数)

第4条 合議体は、精神障害者の医療に関し学識経験のある者のうちから任命された委員、法律に関し学識経験を有する委員のうちから任命された委員及びその他の学識経験を有する者のうちから任命された委員がそれぞれ1人の出席により議事を開き、議決することができる。

(合議体の議長)

第5条 合議体の議長は、会長が指名した委員長がつとめる。

2 委員長の出席に支障がある場合は、あらかじめ委員長の指名した順位による委員が議長をつとめる。

(議決)

第6条 合議体の議事は出席した委員（合議体の長を含む。）の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、次回の会議において引き続き審査を行うか、又は、他の合議体において審査するかのいずれかの方法によるものとし、合議体の議長がこれを決するものとする。

(関係者の排除)

第7条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査に係る議事に加わることができない。

- (1) 委員が、当該審査に係る入院中の者（以下「当該患者」という。）が入院している精神病院の管理者（以下「病院管理者」という。）又は当該精神病院に勤務（非常勤を含む。）している者であるとき。
- (2) 委員が、当該患者に係る直近の定期の報告に関して診察を行った精神保健指定医（以下「指定医」という。入院後、定期の報告を行うべき期間が経過していない場合においては、当該入院に係る診察を行った指定医）であるとき。
- (3) 委員が、当該患者の保護者等であるとき。
保護者等とは、次の者をいう。
 - ア 法第33条第1項の同意を行った保護者
 - イ 法第33条第2項の同意を行った扶養義務者
 - ウ 法第34条の同意を行った保護者又は扶養義務者
- (4) 委員が、当該患者の配偶者又は三親等内の親族であるとき。
- (5) 委員が、当該患者の代理人、後見人又は保佐人であるとき。
- (6) 委員が、当該患者又はその保護者等の代理人であるとき。

2 議事に加わることができない委員であるかどうかの確認については、次によるものとする。

- (1) 前項第1号及び第2号については、病院管理者又は精神保健指定医である委員について、あらかじめ所属先の（あるいは診察を行っている）精神病院の名称を申し出てもらい、確認するものとする。
- (2) 前項第3号から第6号については、個別の患者の審査ごとに、委員からの申し出等により確認するものとする。

3 委員は、第1項の各号に掲げるもののほか、当該患者と特別の関係がある場合にはそれを理由に議事に加わらないことができる。

4 審査会は、当該審査に当たって関係者である委員の属する合議体での審査を事前に可能な限り避けることに留意して、当該審査を行う合議体を定める等の配慮を行うこととする。

（審査の非公開）

第8条 合議体の審査は、非公開とする。ただし、審査結果が報告された後は、精神障害者の個人情報以外の情報については公開することを原則とする。

第3章 退院等の請求

（審査の所管）

第9条 審査会長は、依頼のあった退院等の請求の審査を原則として直近に開催される合議体に行わせるものとする。

（合議体が行う審査のための事前手続き）

第10条 審査会は、審査をするに当たって、請求の内容を適切に把握するため法第38条の5第3項に基づき、退院等の請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入

院している精神病院の管理者の意見（代理人を含む。）を聞かなければならない。ただし、当該請求受理以前6か月以内に意見聴取を行っている場合において、重ねて意見聴取を行う必要が乏しいと認められるときは、この限りでない。

- 2 意見聴取は、審査を迅速に実施する観点から合議体での審査に先立って行うものとする。
- 3 意見聴取を行う委員は2名以上、少なくとも1名は精神医療に関して学識経験を有する委員とする。なお、意見聴取を行う委員については、あらかじめ定めておくことができる。
- 4 意見聴取は、面接の上、当該請求に関して行うことを原則とする。
- 5 合議体は、必要があると認めるときは、第1項に規定する者以外の者であっても以下の関係者の意見を聞くことができる。
 - (1) 当該患者
 - (2) 当該患者の保護者等
- 6 面接の際に審査を行う委員は意見聴取を受ける者に対して、合議体が実際の審査を行うときに、意見陳述の機会のあることを知らせなければならない。なお、精神病院に入院中の患者が退院等を請求した場合は、当該患者に弁護士による権利擁護を受ける権利のあることを知らせなければならない。
- 7 請求者が当該患者の保護者等の場合であって、遠隔地に居住しているなどやむを得ない事情がある場合には、書面の提出をもって面接に代えることができる。代理人から意見聴取を行う場合には、当該意見聴取に関して代理権を有することを確認するものとする。また、当該患者に代理人がいる場合で、代理人が当該患者の面接に立ち会うことを申し出たときは、その立ち会いを認めなければならないものとする。
- 8 意見聴取を行うに当たって、あらかじめ「退院等の請求に関する意見書（様式1）」を面接による意見聴取を受ける者に送付し、記載を求めておくものとする。
- 9 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、請求の対象となった入院中の患者の同意を得たうえで、指定医である委員により診察を行うことができる。
- 10 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、病院管理者その他関係者に対して調査対象となった入院中の患者の診療録その他の帳簿書類の提出を命じることができる。

（合議体の審査時における関係者からの意見聴取等）

第11条 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて次の各号に掲げる関係者に対して意見を求めることができる。

- (1) 当該患者
- (2) 請求者
- (3) 病院管理者又はその代理人
- (4) 当該患者の主治医等
- (5) 当該患者の保護者等

また、3号及び4号に掲げる者に対しては報告を求めることができる。

- 2 合議体は審査をするに当たって、必要に応じて次の各号に掲げる者に対して出頭を

命じて審問することができる。

- (1) 病院管理者又はその代理人
- (2) 当該患者の主治医等
- (3) その他の関係者

3 請求者、病院管理者若しくはその代理人及び合議体が認めたその他の者は、合議体の審査の場で意見を陳述することができる。なお、請求者が当該患者である場合には、第10条による意見聴取により十分意見が把握できており、合議体が意見聴取をする必要がないと認めた場合にはこの限りでないが、当該患者に弁護士である代理人がおり、当該患者が当該代理人による意見陳述を求めた場合には、合議体は当該代理人に審査の場で意見を述べる機会を与えなければならない。

(合議体での審査に関するその他の事項)

第12条 合議体は、審査をするに当たって、特に必要と認める場合には市長に対して、法第38条の6に基づく報告聴取等を行うことを要請すること、及び指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、その結果については、報告を求めることができる。なお、合議体が当該審査の後の一定期間経過後の当該患者の状態確認が必要と判断したときも同様とする。

2 合議体における資料については、これを開示しないものとする。ただし、請求者が当該患者であって弁護士である代理人がいる場合に、その代理人が意見を述べるうえで必要とするときは資料を開示するものとする。

(市長への審査結果の通知)

第13条 審査会は、審査終了後速やかに市長に対して、「退院等の請求に関する審査結果について(様式2)」により、通知するものとする。なお、別途、審査会結果について、退院請求の場合は、市長、当該患者が入院する精神病院の管理者及び当該患者の治療を担当する指定医に対し、処遇の改善の請求の場合は、市長に対して参考意見を述べることができる。

(その他退院等の請求の審査に関して必要な事項)

第14条 退院等の請求の審査中に、請求者から請求の取り下げの申し出が書面又は口頭により市長になされ、又は当該患者が病院から退院し、市長から審査会に報告があったときは、これにより審査は終了する。ただし、特に審査会が取り下げ又は当該患者の退院前の入院等の適否の審査を行う必要があると認めた場合はこの限りではない。

2 処遇の改善の請求のうち、当該請求が法第36条又は第37条に基づく厚生大臣の定める処遇の基準その他の患者の人権に直接関わる処遇に関する請求以外の請求である場合には、前条までの手続きのうち、第9条、第10条及び第11条を省略し、直ちに審査を行うことができる。

3 退院の請求がなされた場合においても、合議体の審査の結果、当該患者の処遇、社会復帰への指導方法、その他当該患者への適切な医療の提供のために合議体が必要と認める措置がある場合には、その旨を市長に通知するものとする。また、必要に応じて当該患者が入院する精神病院の管理者、当該患者の治療を担当する指定医、及び当該患者の保護者と協議することができる。

(電話相談の取扱)

第15条 合議体は、市長から報告を受けた電話相談のうち口頭による退院等の請求として認めることが適当と判断される事例については、市長に対して当該電話相談を退院等の請求として受理するよう求めることができる。その場合、次の合議体の審査において当該請求を審査することとする。

第4章 定期の報告等の審査

(合議体での審査等)

第16条 審査会は、当該審査を行う合議体の委員に対して事前に当該審査資料を送付し、検討を依頼することができる。

- 2 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、請求の対象となった入院中の患者の同意を得たうえで、指定医である委員により診察を行うことができる。
- 3 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、病院管理者その他関係者に対して調査対象となった入院中の患者の診療録その他の帳簿書類の提出を命じることができる。

(意見の聴取等)

第17条 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて次の各号に掲げる関係者に対して意見を求めることができる。

- (1) 当該患者
 - (2) 病院管理者又は代理人
 - (3) 当該患者の主治医等
- 2 合議体は審査をするに当たって、必要に応じて次の各号に掲げる者に対して出頭を命じて審問することができる。
- (1) 病院管理者又はその代理人
 - (2) 当該患者の主治医等
 - (3) その他の関係者

(合議体での審査に関するその他の事項)

第18条 入院時の届け出の審査に当たっては直近の合議体で審査を行う等、迅速かつ適切な処理を行うよう留意するものとする。

- 2 審査会は、合議体の審査に当たって必要な場合、及び合議体の審査の結果から必要と認める場合には、市長に対し法第38条の6の規定に基づく実地審査を行うよう要請すること、及びその実施審査について指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、当該精神病院に対して市長が行う実地指導に指定医である合議体委員の同行を求めることができる。

(審査結果の市長への通知)

第19条 審査会は、審査終了後速やかに市長に対して、次により結果を通知するものとする。

- (1) 現在の入院形態での入院が適当と認められる。
- (2) 他の入院形態への移行が適当と認められる。

- (3) 合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行することが適当と認められる。
- (4) 合議体の定める期間経過後に、当該患者の病状、処遇等について報告を求めることが適当である。
- (5) 入院の継続は適当でない。
- (6) 当該患者の入院中の処遇について適当でない事項が認められるときはその処遇内容が適当でない。

なお、別途、合議体は、審査結果について、市長に対する参考意見、及び当該患者が入院する精神病院の管理者又は当該患者の治療を担当する指定医に対する参考意見を述べるができる。

(実地指導との連携)

第20条 審査会は、精神病院に入院中の患者の人権擁護を確保し、その適正な医療及び保護を実現するために、退院等の請求及び定期の報告を審査する責務を負うものであり、審査会は、その責務を全うするために精神病院の実地指導と適切な連携をとるものとする。

2 審査会が実地指導に同行を求める指定医である委員は、1精神病院につき3名以内とする。

第5章 補則

(資料及び記録の保存)

第21条 審査の資料及び議事録の保存期間は、5年とする。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審査会長が定める。

附則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 3 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 4 この規則は、平成17年11月4日から施行する。

5 札幌市自立支援医療（精神通院医療）支給認定等審査判定会開催要領

第1 趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第6条第2項第4号の規定に基づき精神保健福祉センターにて行う札幌市自立支援医療（精神通院医療）支給認定等審査判定会（以下「審査判定会」という。）の開催及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 審査判定会の職務

障害者自立支援法第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）及び法第45条第1項の申請に対する決定に関する事務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの。すなわち、自立支援医療（精神通院医療）支給認定及び精神障害者保健福祉手帳交付の申請に関する審査判定事務を行う。

第3 会長

- 1 審査判定会に会長1名を置き、札幌市精神保健福祉センターの常勤職員をあてる。
- 2 会長は、審査判定会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

第4 会議

- 1 審査判定会は、会長が招集する。
- 2 会長は、審査判定会の議長となる。
- 3 審査判定会は、構成員の半数以上が出席しなければ、会を開くことができない。
- 4 審査判定会の議事は、出席した審査判定会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5 予備的審査判定会員

- 1 審査判定会に予備的審査判定会員を置き、札幌市精神保健福祉センターの常勤職員をあてる。
- 2 予備的審査判定会員は、審査判定会員が事故等により、審査判定会の構成員の半数以上が出席できないときに、審査判定会員の職務を行う。

第6 庶務

事務局を札幌市精神保健福祉センターに置き、審査判定会の庶務を行う。

6 札幌市精神障害者社会適応訓練事業実施要綱

平成8年3月18日

衛生局長決裁

最近改正 平成19年 4月 1日

改正 平成21年 6月23日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条に規定する精神障害者社会適応訓練（以下「訓練」という。）事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(訓練対象者)

第2条 訓練の対象者は、将来就労を希望する精神障がい者のうち、市長が訓練を受けることが適当と認めた者（以下「訓練対象者」という。）とする。

(協力事業所)

第3条 協力事業所は、障がい者の社会復帰に対し理解と熱意を有する事業所であつて、その事業において訓練を実施することを希望するもののうち、次に掲げる基準に照らし市長が適当と認めたもの（協力事業所の代表者を、以下「職親」という。）とする。

- (1) 事業が安定していること。
- (2) 作業環境が良好であること。
- (3) 作業が危険性のないものであること。
- (4) 指導員として適当な者がいること。
- (5) 訓練終了後、当該訓練対象者を雇用する見込みがあること。

(委託期間)

第4条 委託期間は、原則として6か月以内とする。ただし、特に必要があると認められる場合には、6か月以内の延長及び再延長ができるものとする。

なお、延長及び再延長を含め、通算して18か月を限度とする。

(作業時間等)

第5条 訓練対象者の作業時間は、1日8時間以内、1か月25日以内とし、その作業内容は市長が訓練対象者の主治医の意見を聞き、職親と協議して決定する。

(委託料)

第6条 市長は、職親に対し協力奨励金として、訓練対象者1人につき日額3,000円の委託料を支払うものとする。

2 職親は、市長から支払われた委託料のうち、日額1,000円を訓練対象者に支払

うものとする。

(運営協議会)

第7条 市長は、協力事業所の選定、訓練対象者の決定、委託期間の終了後の指導等本事業の運用について意見を聞くため、社会適応訓練事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

2 運営協議会の委員は、精神保健福祉センター所長、保健所長、区保健福祉部長（以下「区部長」という。）、精神科医師、北海道障害者職業センター所長等の中から精神医療担当部長が指名し、3名以上により構成する。

(協力事業所の申込決定等)

第8条 協力事業所になることを希望する職親は、協力事業所申込書（様式1）を事業所の所在地を所管する区部長を経由して市長に提出するものとする。

2 区部長は、前項による申込書の提出があったときは、協力事業所調査書（様式2）を作成し、市長に提出するものとする。

3 市長は、第1項による申込書及び第2項の調査書を受けたときは、その適否を決定し、適当と認めたときは協力事業所承認通知書（様式3）により、不適当と認めたときは協力事業所不承認通知書（様式4）により、区部長を経由して申込者に通知するものとする。

4 市長は、前項により決定した協力事業所を登録簿（様式5）に登録するものとする。

(訓練対象者の申込決定等)

第9条 訓練を受けようとする者は、訓練申込書（様式6）に主治医意見書（様式7）及び現に保護の任に当たっている者がある場合には、原則として、その者の保証書（様式8）を添えてその者の居住地を所管する区部長を経由して市長に提出するものとする。

2 区部長は、前項による申込書の提出があったときは、調査のうえ、訓練対象者調査書（様式9）を作成し、市長に提出するものとする。

3 市長は、第1項による申込書及び第2項の調査書を受けたときは、その適否及び職親との組み合わせを決定し、適当と認めた者に対しては訓練決定通知書（様式10）により、不適当と認めた者に対しては訓練不承認通知書（様式11）により区部長を経由して申込者に通知するものとする。

4 市長は、前項により訓練対象者を決定したときは当該職親に対し、訓練対象者決定通知書（様式12）により、区部長を経由して通知するものとする。

(委託期間の延長等)

第10条 委託期間終了後、引き続き訓練を受けようとする者は、委託期間終了日の20日前までに訓練期間延長申込書（様式13）に主治医及び職親の訓練期間延長に伴う意見書（様式14）を添えて区部長を経由して市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項による申込書を受けたときは、特に必要があると認めた者に対しては訓練期間延長決定通知書（様式10）により、必要がないと認めた者に対しては訓練期間延長不承認通知書（様式11）により、区部長を経由して申込者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項により訓練対象者の期間延長を決定したときは、職親に対し訓練期間延長決定通知書（様式12）により、区部長を経由して通知するものとする。

（委託契約及び保険加入）

- 第11条 市長は、訓練対象者と職親の組合せが決定したときは、職親との間に訓練に関する委託契約を締結するものとする。
- 2 市長は、前項の委託契約を締結したときは、訓練対象者の委託契約期間中の不慮の事故等に対処するため、予算の範囲内において保険に加入するものとする。

（実績報告）

- 第12条 職親は、訓練実績を1か月ごとに取りまとめ、翌月10日までに訓練実績報告書（様式15）により、区部長を経由して市長に報告するものとする。

（委託料の請求及び支払い）

- 第13条 職親は、訓練実績に応じた委託料の額を1か月ごとに取りまとめ、翌月10日までに訓練委託料請求書（様式16）により、区部長を経由して市長に請求するものとし、市長は、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは30日以内に委託料を支払うものとする。

（訓練終了報告等）

- 第14条 職親は、委託期間の終了後20日以内に訓練対象者の訓練結果を、訓練終了報告書（様式17）により、区部長を経由して市長に報告するものとする。
- 2 区部長は、前項による報告書の提出があったときは主治医の意見を徴し、意見を附して市長に提出するものとする。

（事故の処理）

- 第15条 訓練対象者の故意又は過失によって事故が発生したときは、訓練対象者本人、保証人及び訓練対象者の保護者の責任と負担により解決するものとする。
- 2 訓練対象者の故意又は過失によらない事故が発生したときは、職親が関係機関と協議して解決するものとする。
 - 3 前2項の事故について、本市が契約した保険の適用を受ける場合は、市長が別に定めるところによる。

（事故等の報告）

- 第16条 職親は、訓練の実施期間中に対象者に事故（死亡又は病院への入院若しくは

病状の悪化を含む。)が発生したときは、事故報告書(様式18)により、速やかに区部長を経由して市長に報告するものとする。

(訪問指導)

第17条 区部長は、訓練の適正な実施を図るため、関係職員に訓練対象者及び職親を随時訪問させ、訓練対象者の主治医と連携を密にして適切な指導を行うものとする。

(訓練手当)

第18条 削 除

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、精神医療担当部長が定める。

附 則

1 この要綱は平成8年3月18日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成21年6月23日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

7 札幌市精神科救急医療体制整備事業実施要綱

平成 16 年 4 月 22 日
保健福祉局長 決裁
改正 平成 21 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、早急な医療を必要とする精神障がい者等のための精神科医療体制を確保し、精神科医療の一層の向上に資するため、北海道において実施される精神科救急医療体制に係る事業のうち、札幌市市域内等の事業（以下「精神科救急医療体制」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 休日 土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から同月 31 日までの日及び 1 月 2 日から同月 3 日までの日をいう。
- (2) 夜間 夕方 5 時から翌日午前 9 時までの間をいう。
- (3) 昼間 午前 9 時から夕方 5 時までの間をいう。

(対象者)

第 3 条 精神科救急医療体制は、本市の区域内等において、幻覚妄想状態、せん妄、急性錯乱状態、著しい興奮状態、切迫した自殺企図、薬物による精神障がい、アルコール性精神障がい（酩酊状態を除く。）その他合併症などの状態にあるなど、早急に精神科医療を必要とする者（以下「対象者」という。）を対象とする。

(精神科救急情報センター)

第 4 条 休日・夜間における精神科救急医療体制事業の円滑な運営を図るため、精神科救急医療に関する電話相談や病院紹介のほか、医療、行政等の関係機関との連絡調整に当たる窓口として、札幌市精神保健福祉センター所管のもと、札幌市精神科救急情報センター（以下「情報センター」という。）を設置し運営するとともに、平日昼間の区保健福祉課業務等と連携を図る。

- 2 情報センターに係る業務について、適切な業務遂行が可能な事業者に委託することができるものとする。
- 3 第 1 項に定める情報センターの運営は、別に定める運営要領による。

(精神科救急医療施設)

第 5 条 北海道が実施する精神科救急医療体制のうち、札幌市市域内に係る精神科救急医療体制において輪番により、休日・夜間における対象者の受入を担う医療機関を精神科救急医療施設（以下「当番病院」という。）として指定する。

2 前項に定める当番病院は、休日・夜間において対象者を受け入れる中心的な役割を担う医療施設として位置付けるものとする。

なお、当番病院の事業内容は、北海道が規定する「道央（札幌・後志）ブロック精神科救急医療体制整備事業実施要綱」の事業内容のとおりとする。

（精神科救急医療の提供）

第6条 当番病院は、本要綱の規定に基づき情報センターが精神科救急医療を必要と認めた場合に、対象者を受け入れ、精神科救急医療を提供する。

2 情報センターは、対象者にかかりつけの医療機関があることが明らかなきは、かかりつけの医療機関による診療及び協力を基本とした対応を心がけるものとする。

（医療機関の連携）

第7条 当番病院は、救急医療を終えた対象者の医療の継続について、必要に応じてかかりつけ医療機関などと連携して対応する等、常に適切な精神科救急医療が提供できるよう努めるものとする。

（搬送）

第8条 この精神科救急医療体制により、精神科救急医療を受けようとする対象者を当番病院まで搬送する必要があるときは、消防機関・警察機関等の協力が得られる場合を除き、対象者の保護者や家族等により搬送することを基本とする。

2 救急医療を終えた対象者をかかりつけ医療機関やその他の医療機関等に搬送しようとする場合は、対象者の保護者や家族等のほか、関係する医療機関がこれを行うことができるものとする。

（連絡調整会議）

第9条 精神科医療体制の円滑な運営を図るため、北海道精神科救急医療体制（道央ブロック）の規定に定める精神科救急医療体制連絡調整会議において、意見の調整を図るものとする。

（その他）

第10条 情報センター及び当番病院は、本精神科救急医療体制が精神科救急医療について当番病院以外の医療機関が行う自主的な取組みを妨げるものでないことに留意しなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

8 札幌市自殺総合対策推進会議設置要綱

(平成 21 年 7 月 10 日 市長決裁)

(設置)

第 1 条 札幌市における自殺総合対策について、様々な分野の組織等が密接に連携し、包括的な取組や行動をすることを目的として、札幌市自殺総合対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、前条の目的を達成するために、次の事項を審議し、又は推進する。

- (1) 自殺総合対策の方針の決定及び推進に関すること。
- (2) 自殺総合対策において必要な関係部局間相互の調整に関すること。
- (3) 自殺総合対策における進捗状況の把握に関すること。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第 3 条 推進会議に委員長及び委員を置く。

2 委員長は、保健福祉局を所管する副市長とする。

3 委員は、別表 1 に掲げる職にある者、その他委員長が必要と認める者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第 4 条 委員長は、推進会議を代表し、推進会議の事務を総括する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(幹事会)

第 5 条 推進会議の審議に付すべき事項、その他推進会議の所掌事務について必要な調整を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、保健福祉局精神医療担当部長をもって充てる。

4 幹事は別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、幹事長は、必要に応じて関係する職にある者を幹事に追加し、又は関係する職にある者に幹事会への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

- 第6条 幹事会は、第2条各号に規定する事項のうち実務的な事項を調査研究し、又は協議させるため、ワーキンググループを置く。
- 2 ワーキンググループは、必要に応じて、関係する職にある者にワーキンググループへの出席を求めることができる。

(会議)

- 第7条 推進会議は、必要の都度委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係する職にある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 幹事会は、幹事長が招集する。
- 4 ワーキンググループは、幹事長が指名したグループリーダーが招集する。

(庶務)

- 第8条 推進会議の庶務は、保健福祉局保健福祉部精神保健福祉センターにおいて処理する。

(委任)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月10日から施行する。
- 2 札幌市自殺予防対策庁内連絡会議運営要綱(平成20年8月26日保健福祉局長決裁)は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年8月5日から施行する。

別表 1 (第 3 条 関係)

<p>委員</p>	<p>交通事業管理者 病院事業管理者 教育長 保健福祉局長 保健福祉局医務監 市長政策室長 総務局長 市民まちづくり局長 財政局長 環境局理事 子ども未来局長 経済局長 都市局長 消防局長 区長（委員長が指名する者に限る）</p>
-----------	---

別表 2 (第 5 条 関係)

<p>幹事</p>	<p>交) 高速電車部長 病) 救命救急センター長 教) 指導担当部長 教育研修担当部長 保) 総務部長 保健福祉部長 障がい福祉担当部長 保険医療・収納対策部長 母子保健担当部長 政) 政策企画部長 改革推進部長 広報部長 総) 職員部長 市) 市民自治推進室長 市民生活部長 男女共同参画室長 財) 財政部長 税政部長 環) みどりの管理担当部長 円山動物園長 子) 子ども育成部長</p>
-----------	---

	子育て支援部長 児童福祉総合センター所長 経) 雇用推進部長 都) 住宅担当部長 消) 警防部長 区市民部長 (幹事長が指名する者に限る)
--	--

札幌こころのセンター所報(平成 22 年度)

平成 23 年 12 月発行

編集・発行 札幌こころのセンター(札幌市精神保健福祉センター)

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 4階

TEL(011)622-5190

FAX(011)622-5244

<http://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/>